

# 令和4年2月市議会総務委員会資料

## 第17号議案 令和4年度長崎市一般会計予算

〈目次〉	ページ
(参考資料) 令和4年度理財部の主な取り組みと組織運営……………	1
(歳出)	
1 債権管理の適正化	
【2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費】	
(1) 未収金対策費……………	2～5
2 新庁舎の維持管理	
【2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費】	
(1) 庁舎維持管理費……………	6～12
3 普通財産の解体	
【2款 総務費 1項 総務管理費 6目 財産管理費】	
(1) 市有財産解体費……………	13～23
4 宿泊税の導入	
【2款 総務費 2項 徴税费 1目 税務総務費、2目 賦課費】	
(1) 税務総務費事務費、宿泊税賦課費……………	24～27
5 DXの取り組み	
【2款 総務費 2項 徴税费 1目 税務総務費、2目 賦課費】	
(1) 地方税統一QRコード (税務総務費事務費、固定資産評価費、固定資産税賦課費、 諸税賦課費)……………	28～29
(2) 軽自動車ワンストップサービス(諸税賦課費)……………	30
(3) 公開型GIS(賦課費事務費)……………	31～33
(歳入)	
1 市税の推移……………	34～40



# 令和4年度理財部の主な取り組みと組織運営

## 主な取り組みと予算

- 1 新庁舎の管理を包括的に行います。(債務負担：13億4,851万8千円 令和3年11月議会)
- 2 健全な財政運営の寄与のため、令和4年4月から「長崎市債権管理条例」を施行します。(法的実施委託3,560千円)
- 3 DXの取り組みとして東芝デジタルソリューションズ(株)との連携による契約事務等のデジタル化、軽自動車OSS(1,177千円)、地方税統一QRコードへの対応(29,259千円)、公開GISによる地番図の公開(99千円)に取り組みます。
- 4 新たな財源の確保として、令和5年度からの宿泊税導入のため、宿泊税条例を制定し、宿泊事業者と令和5年度の条例施行に向けた準備を行います。(宿泊事業者システム改修補助等：108,852千円)  
公共施設におけるネーミングライツの方針を定め、新たな財源を確保します。
- 5 建設業の働き方改革として、長崎市発注の工事を週休2日制とします。(約340,000千円) →関係事業で予算計上

## ～理財部すべての所属(5課3室)で共働し、取り組む～

### 1 新庁舎包括管理 (財産活用課)

・令和5年1月に開庁する新庁舎の管理を包括的委託のため令和4年7月に5年間の長期契約を締結  
(関係条例提案)  
長崎市庁舎の会議室等の市民利用に関する条例

### 2 健全な財政運営の寄与 (特別滞納整理室、資産経営室、収納課)

・債権管理の適正化(債権管理条例施行)  
・公共施設マネジメント  
・解体する普通財産の方針の整理  
・市税収入率の向上等  
(PayPay等キャッシュレス決済の市民の活用)

### 3 DXの取り組み

(契約検査課、収納課、資産税課、市民税課)

・契約事務のデジタル化  
・地方公共団体情報システム標準化法による固定資産税、個人市民税等の対応  
・都市計画決定、道路台帳などととも公開GISによる地番図公開

### 4 新たな財源の確保等 (収納課、市民税課、資産経営室)

・宿泊税条例制定(宿泊事業者との徴収事務調整)  
・公共施設ネーミングライツ制度導入による歳入増  
・利活用方針フローに基づく未利用地の売却  
・公共施設マネジメントの結果によるヴァイオリニカ伊王島の売却

### 5 建設業の働き方改革 (検査指導室、契約検査課)

・令和6年の労働基準法施行による建設業の労働改善の義務化に先行し、長崎市が発注する工事に週休2日制を導入  
・工事施工の平準化への継続的取り組み  
・入札不調原因と対応

## 令和4年度 組織運営

- ・健全な財政運営・新たな財源確保のため(債権管理条例の施行及び宿泊税の導入)の組織を整備する。
- ・令和4年2月からサテライト機能再編成後も引き続き41ヶ所あった市県民税の申告会場を21ヶ所にし、郵送申告を促進するとともに職員の事務負担を軽減する。
- ・平成27年の議会からの申し入れ以後も続いた固定資産税の課税誤りの早期発見のための確認マニュアルを作成する。
- ・コロナ禍の市税収入の状況等の分析等を活かし、施策に貢献する(EBPMによる仕事の意識)

## 令和4年度 新たな組織体制

1 健全な財政運営のための債権管理条例の施行  
(回収困難事例の相談体制及び法的措置案件の管理)  
特別滞納整理室(+正規3人)  
公債権及び私債権の管理体制を強化

2 新たな財源確保のための宿泊税賦課・徴収体制等の整備  
市民税課(+正規1人)  
宿泊税の徴収等の体制を強化

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
104～105	2 総務費	1 総務 管理費	1 一般 管理費	5-7	未収金対策費 (うち債権管理分)	千円 7, 5 3 1

## 1 概 要

令和 4 年 4 月の長崎市債権管理条例施行に伴い、市の債権の適正な管理を図るため、回収困難事例の相談体制を整備するとともに、法的措置（支払督促、訴訟、強制執行等）が必要な案件を理財部で一括管理する。併せて全庁的な債権管理の技術向上に向けた取り組みを行う。

## 2 事業内容

督促や催告に応じない等、法的措置による解決を図るべき案件について、法的専門家と連携し債権の回収を行うとともに、債権管理の専門知識を蓄積させ、技術向上につなげる。

### (1) 法的専門員(会計年度任用職員)の配置【3,480千円】

回収困難案件の法的措置に係る手続き及び全庁的な研修の補助等を行うため、裁判手続等の実務に精通した職員を配置する。

### (2) 法的措置等委託料【3,560千円】

債権所管課から理財部へ移管された案件の法的措置実施にあたり、次の内容を委託する。

#### ア 委託内容

(ア) 裁判手続や法的解釈に係る助言・相談

(イ) 法的困難性をもつ案件の事件委任

#### イ 委託先

弁護士・司法書士等の法的専門家

### イメージ図 債権の回収における連携体制

各段階	担当	①債権所管課	②理財部	③法的専門員 (会計年度任用職員)	④法的措置等委託 (弁護士・司法書士等)
	①債権発生	・納入の通知		・進捗管理 ・困難事例の相談 や支援	・理財部の債権 管理事務補助
②督促	・督促状発送				
③催告～納付交渉	・催告、交渉		・法的措置等の実施	・裁判手続補助	・法的措置等の助言、相談 ・困難案件の事件委任
④法的措置等	・理財部へ移管				

### (3) 債権管理事務費【491千円】

支払督促・訴訟といった法的措置を行う際の手数料等の事務的経費

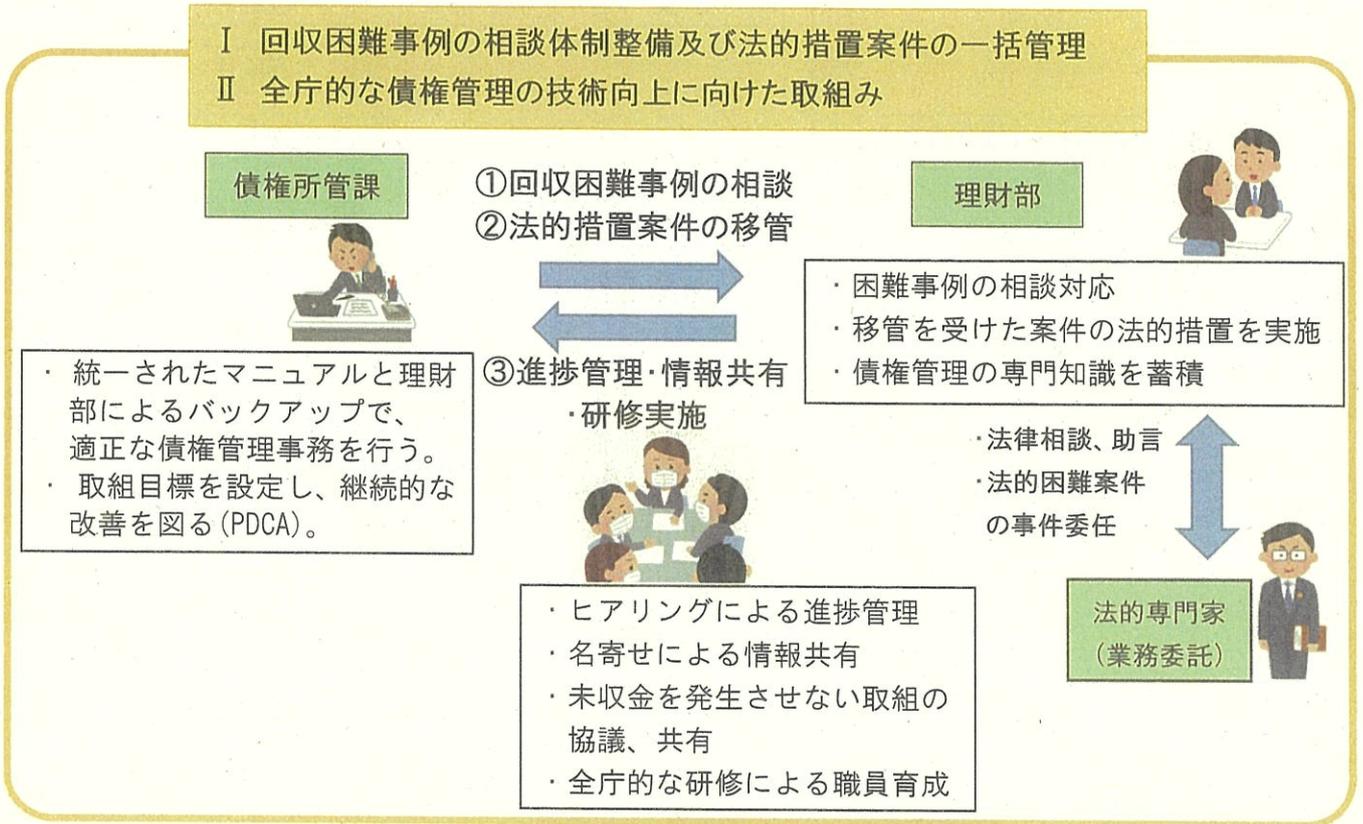
## 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円 7, 5 3 1	千円 -	千円 -	千円 -	千円 1 2	千円 7, 5 1 9

※ 雇用保険料個人負担金

【参考1】 令和4年度以降の債権管理体制について

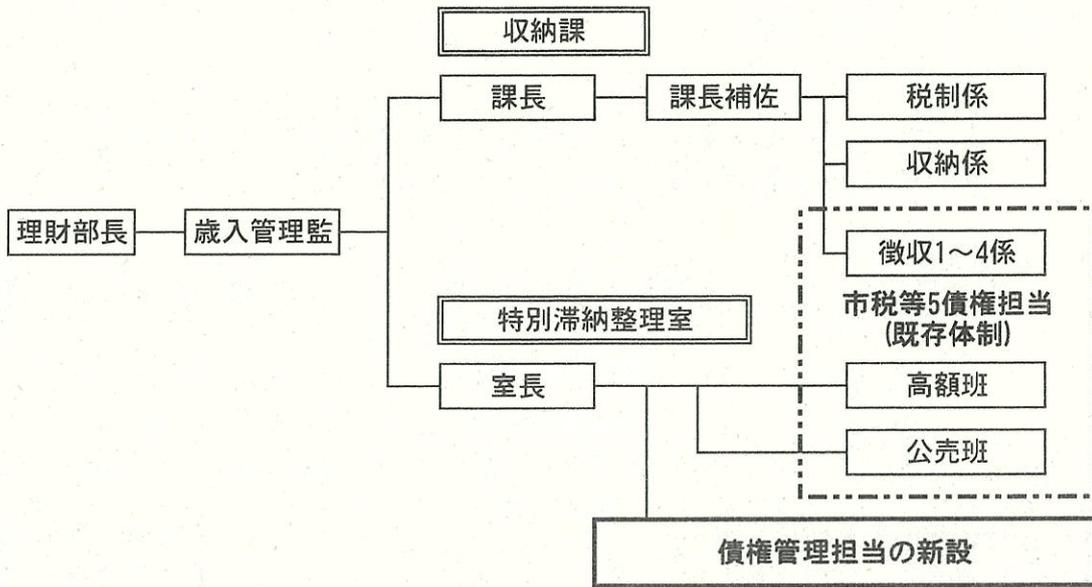
長崎市債権管理条例の目的を達成できるよう、理財部において以下の2本柱のもと、債権管理を適切に行う体制を構築する。



1 理財部が行う債権管理に係る業務

項目	概要
① 回収困難事例の相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収困難事例、任意調査の手法や徴収緩和、債権放棄などの相談対応及び各事例の蓄積を行う。</li> <li>・高い専門性が求められる事例は、司法書士や弁護士などの法的専門家と連携。</li> </ul>
② 法的措置案件の移管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的措置により解決を図るべき案件の移管を受け、一括管理を行う。</li> </ul> <p>※移管できなかった案件についても、調査方法や折衝方法の適時のアドバイスと、徴収のノウハウを共有することで、回収につなげる支援を継続。</p>
③ 進捗管理・情報共有・研修実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課の債権管理状況や取組目標に対する進捗管理、指導、助言。</li> <li>・未納者の名寄せを行い、生活保護、破産、税情報（同意が得られた場合のみ）などを各課と定期的に共有。</li> <li>・未収金発生防止の取組みや効果的な徴収方法に係る協議及び情報共有を行う。</li> <li>・所属長及び担当者研修の実施。</li> </ul>

2 理財部収納課及び特別滞納整理室の体制（令和4年度以降）



# 【参考2】債権管理条例を制定した背景等

## 背景

少子高齢化に伴う人口減少や地価の二極化など、市税の減収が懸念される中、安定した行財政運営を行うため、自主財源の確保が必要

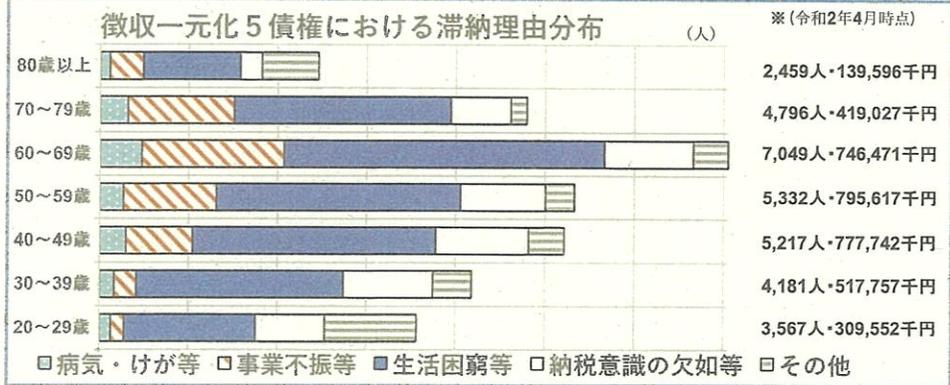
## 外的要因

- ・滞納者の高齢化が進み、滞納理由は生活困窮が目立つ。
- ・包括外部監査で債権管理条例の必要性について意見がなされる。
- ・債権管理条例は、中核市50市/62市中で制定済

## 現状

市税等(理財部において一元化を行っている5債権)は今後も高い水準の徴収率維持が求められる。

未収債権額(理財部において一元化を行っている5債権以外の債権)が10年前と変わっていない。



## 課題

債権管理を行う際の責務や事務手続きを明確にした包括的な基準がなく、全庁統一的な債権管理が行われていない。

不良債権化した債権の処理に係る統一的な基準がないため適切な時期に債権放棄の判断ができず、長期的・継続的に管理することで事務の非効率化を招いている。

複雑な債権管理の知識習得には時間を要するが、債権所管課では債権回収専任の人員配置が困難なため、専門知識及びノウハウが不足

## 手段

### 債権管理条例の制定

#### 債権管理条例の概要

- ・市長等の責務 (適正な債権管理、生活困窮者の生活再建支援)
- ・債権管理台帳の整備
- ・債権放棄
- ・債務者情報の内部における共有 など

#### 債権管理条例により期待される効果

- 債権の種類によって異なる手続きを整理し、台帳の整備、遅延損害金、債権放棄、情報共有といった統一的な処理基準を定めることで、全庁的な債権管理の適正化が図られる。
- 不良債権化した債権の整理が進む。
- 各債権所管課で債務者情報を共有することで、効率的かつ効果的な債権管理につながる。
- 生活困窮者の生活再建につながる。

### 効果的な債権管理体制の構築

#### 体制の概要

- 回収困難事例の相談体制整備及び法的措置案件の一括管理
- 全庁的な債権管理の技術向上に向けた取組み

協議・相談 できるバック アップ体制	専門家と連携 し法的措置を 一括管理	ヒアリングに よる進捗管理 ・改善提案	未収金を発生 させない取組の 協議・情報共有	研修等によ る職員 の育成
--------------------------	--------------------------	---------------------------	------------------------------	---------------------

#### 効果的な債権管理体制により期待される効果

- 債権所管課では困難な法的措置を、専門的知識を有する理財部において一括で行うことができる。
- 理財部と債権所管課が継続的な連携体制をとることで、専門的知識を有する職員の育成につながる。
- 生活困窮者の情報を共有し、徴収停止や債権放棄といった措置とあわせ、関係機関との連携により生活再建支援へとつながる。

債権管理の適正化を図り健全な財政運営及び市民生活の安定につなげる

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
106~107	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	11-1	庁舎維持管理費	千円 478,073

### 1 概 要

現庁舎及び新庁舎の光熱水費、警備や清掃等の委託料、家屋借上料及び新庁舎移転に伴う経費など、庁舎を維持管理するための経費

### 2 事業費内訳

(単位：千円)

節	予算額	内訳				
		現庁舎の 維持管理費	新庁舎の 維持管理費	共通経費	移転により 生じる経費	地域セン ター等に 係る経費
旅費	83	-	57	26	-	-
需用費	103,401	72,208	25,681	1,181	4,251	80
役務費	26,694	832	269	25,593	-	-
委託料	185,530	94,330	88,428	1,055	-	1,717
使用料及び 賃借料	54,183	40,769	4,073	166	3,850	5,325
負担金、補助 及び交付金	108,182	64,361	580	41	40,546	2,654
合計	478,073	272,500	119,088	28,062	48,647	9,776

### 3 維持管理費等の主な内容

(1) 現庁舎の維持管理費 272,500千円

新庁舎への移転完了予定（令和5年1月）までの光熱水費や警備、清掃委託等の維持管理費及び移転完了後の現庁舎で不用品処分等の業務を行うために必要な光熱水費等の分散庁舎を含む現庁舎に係る維持管理費

ア 光熱水費（下水道使用料含む） 81,075千円

イ 警備、清掃等委託料 94,330千円

ウ 分散庁舎土地建物借上料 30,337千円

（明治安田生命長崎興善町ビル、長崎交通産業ビル）

エ 分散庁舎負担金 64,361千円

（明治安田生命長崎興善町ビル、長崎商工会館、長崎交通産業ビル、長崎市民会館）

オ その他（消耗品等） 2,397千円

- (2) 新庁舎の維持管理費 119,088千円  
 包括管理業務委託料や光熱水費等の新庁舎に係る維持管理費  
 ア 光熱水費（下水道使用料含む） 29,437千円  
 イ 新庁舎包括管理業務委託料 88,428千円  
 ウ その他（消耗品等） 1,223千円
- (3) 移転により生じる経費 48,647千円  
 ア 明治安田生命長崎興善町ビル原状復旧工事費負担金 40,400千円  
 イ 公用車駐車場の整備等に係る経費 8,247千円

#### 4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
478,073	—	—	—	40,709	437,364

※光熱水費等負担金、庁舎等管理費負担金等

#### 5 債務負担行為年度内訳

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
88,428	265,282	265,282	265,282	265,282	198,962	1,348,518

#### 6 新庁舎包括管理業務委託のスケジュール（予定）

- 令和4年1月5日（水） 公募型プロポーザル公告  
 令和4年3月23日（水） 提案書ヒアリング（審査会）  
 令和4年3月31日（木） 受託候補者決定  
 令和4年7月1日（金） 契約  
 ～新庁舎管理マニュアル作成等、業務開始準備～  
 令和4年12月 管理業務開始  
 令和5年1月 新庁舎供用開始  
 令和9年12月 管理業務終了（次の受注者へ引き継ぎ）  
 （業務履行期間5年1か月）

《参考：令和3年11月市議会総務委員会資料抜粋》

1 新庁舎と現庁舎の比較

(1) 規模

	現庁舎①	新庁舎②	比較②/①
延べ面積	32,561.17 m <sup>2</sup> (駐車場を除く約 30,815 m <sup>2</sup> )	51,752.46 m <sup>2</sup> (駐車場を除く 46,232.8 m <sup>2</sup> )	1.59 倍 (1.50 倍)
階数	地上 5 階地下 2 階 (本館)	地上 19 階地下 1 階	2.86 倍

(2) 主な設備

	現庁舎	新庁舎
執務室の床材	リノリウムプラススタイル (弾性床)	タイルカーペット (繊維床)
非常用発電機	225kVA×2 台	1,750kVA×1 台
エレベータ	8 基 延べ定員 83 人 延べ停止階数 45	10 基 延べ定員 175 人 延べ停止階数 161
防犯カメラ	4 台	61 台
空調熱源機器	冷温水発生器 (冷凍能力 200 t×4 台、 冷凍能力 100 t×1 台)	冷温水発生器 (冷凍能力 150 t×2 台) 空冷ヒートポンプチラー (冷凍能力 43 t×9 台)
構内交換電話設備	I P 交換機	デジタル電子交換機
貯水槽	受水槽 計 187.0 m <sup>3</sup> 高架水槽 計 35.5 m <sup>3</sup>	受水槽 35.0 m <sup>3</sup> 高架水槽 14.0 m <sup>3</sup> 高架水槽 (雑用水用) 16.8 m <sup>3</sup> 雨水槽 134.0 m <sup>3</sup> 、90.0 m <sup>3</sup>

(3) 包括管理委託で行う業務内容及び現庁舎での対応

業務名	主な業務内容	現庁舎での対応
1 常駐施設管理業務		
1-ア 総括管理業務	・新庁舎建物管理における総括的な管理業務を行うもの	職員
1-イ 設備機器の運転監視及び日常点検保守業務等	・各設備の適正な運転管理及び設備機器の巡回点検を行うもの	業務委託

2 設備定期点検保守業務		
2-ア 消防用設備等保守点検業務	・消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき、消防用設備等の点検を行い、劣化や不具合等を発見した場合は、適切な措置を講じ、故障や不具合を防止し、災害時の機能発揮に支障がない状態を維持するもの	業務委託
2-イ 非常用発電設備保守点検業務	・消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき、非常用発電設備の点検を行い、劣化や不具合等を発見した場合は、適切な措置を講じ、故障や不具合を防止し、停電時の機能発揮に支障がない状態を維持するもの	業務委託
2-ウ 防災管理定期点検業務	・消防法第 36 条の規定に基づき、防災管理対象物の定期点検を行うもの（避難訓練の実施を含む）	新たな業務
2-エ エレベーター保守点検業務	・エレベーター設備を良好な状態に保つため、定期点検及び遠隔監視診断を行うもの	業務委託
2-オ エスカレーター保守点検業務	・エスカレーター設備を良好な状態に保つため、定期点検及び遠隔監視診断を行うもの	新たな業務
2-カ 給水槽清掃業務	・建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 4 条及び水道法第 34 条の 2 の規定に基づき、貯水槽を衛生的な状態に保つため、点検、清掃及び水質検査を行うもの	業務委託
2-キ 汚水槽清掃業務	・建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 4 条の規定に基づき、汚水槽の点検及び清掃を行うもの	新たな業務
2-ク 地下タンク漏洩検査業務	・消防法第 14 条の 3 の 2 の規定に基づき、地下タンク及び地下埋設配管の状態を点検するもの	業務委託
2-ケ 受変電設備点検業務	・電気事業法第 42 条の規定に基づき、事業用電気工作物の保安を管理するため点検を行うもの	業務委託

2-コ 電力貯蔵設備点検業務	・再生可能エネルギーの有効活用及び温室効果ガス発生抑制に資する電力貯蔵設備を適切に管理するため点検等を行うもの	新たな業務
2-サ 構内交換設備点検業務	・電気通信事業法第49条及び第52条の規定に基づき、電話交換設備の点検を行い、市の業務や市民の問合せ等に支障がない状態を維持するもの	業務委託
2-シ 緊急呼出表示器保守点検業務	・バリアフリートイレや授乳室、三役執務室等に設置する緊急呼出表示器について、利用者等の緊急時に速やかに対応するため、機器の点検を行うもの	故障時対応
2-ス 入退室管理設備点検業務	・閉庁時間帯の庁舎への入退庁及び執務室内への入退室について、庁舎内の安全管理のため、設備が正常に作動するように点検を行うもの	新たな業務 出退勤管理設備 (人事課)で兼用
2-セ 太陽光発電設備保守点検業務	・庁舎の電力使用量抑制のため、設備が正常に作動するように点検を行うもの	新たな業務
2-ソ 中央監視装置・自動制御装置保守点検業務	・中央監視装置、ビルマネジメントシステム及び空調自動制御機器の機能維持等を図るとともに設備の円滑な運用と適正な維持管理ができるように点検等を行うもの	新たな業務
2-タ 空調設備等保守点検業務	・空調設備の正常な運転状態を維持するため、点検を行うもの ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の規定に基づき、点検等を行うもの	業務委託
2-チ フィルター清掃業務	・空調設備の良好な稼働環境を保持するため、空調設備のフィルター清掃を行うもの	業務委託
2-ツ 給湯設備保守点検業務	・授乳室、来客の多い秘書課及び議会並びに業務で使用する所属の給湯設備が正常に作動するように点検を行うもの	故障対応
2-テ コージェネレーション発電設備保守点検業務	・庁舎の電力使用量削減のため、コージェネレーション発電設備(燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム)が正常に作動するように点検を行うもの	新たな業務

2-ト 雨水槽等点検業務	・雨水槽、雑用水槽及びこれらを利用するために必要な設備の正常な機能を維持するため、点検及び清掃を行うもの	新たな業務
2-ナ 自動ドア点検業務	・自動ドアの正常な運転を維持するために必要な点検を行うもの	業務委託
2-ニ シャッター保守点検業務	・閉庁時間帯の執務室内への入退室について、庁舎内の安全管理のため、シャッターが正常に作動するように点検を行うもの	新たな業務
2-ヌ 免震装置点検業務	・新庁舎に設置する免震装置が各種法令及び（一社）日本免震構造協会が定める免震建物の維持管理基準に基づき点検を行うもの	新たな業務
2-ネ 清掃用ゴンドラ点検業務	・労働安全衛生法第 41 条及びゴンドラ安全規則第 21 条、第 22 条の規定に基づき、性能検査及び設備の使用前の点検を行うもの	新たな業務
2-ノ 駐車場管制設備保守点検業務	・自走式（地下）駐車場、障害者用駐車場及び駐輪場が円滑に運用できるように設備の点検を行うもの	新たな業務
<b>3 守衛受付・警備保安業務</b>		
3-ア 立哨業務	・正面玄関入口及び秘書課入口での監視	業務委託
3-イ 巡回業務	・玄関等の施錠、各出入口の施錠確認、火気使用箇所の点検	業務委託
3-ウ 受付業務等	・閉庁時間中の職員の入退庁の管理 ・コールセンター運営時間以外の各種問合せ、緊急時の職員への連絡	業務委託
3-エ 機械警備業務	・防犯システムのセット操作・解除操作	新たな業務（分散庁舎にあり）
3-オ 守衛業務	・到着文書の保管 ・国旗・市旗等の掲揚	業務委託
<b>4 清掃業務</b>		
4-ア 日常清掃業務・日常巡回清掃業務	・廊下等共用部分の清掃、トイレ清掃、給湯室流し台清掃	業務委託
4-イ 定期清掃業務	・執務室の清掃、窓ガラス清掃（ゴンドラ使用）、繊維床の洗浄、硬質床のワックスがけ	業務委託（窓ガラス清掃のゴンドラ使用はなし）

4-ウ 議場・傍聴席の清掃業務	・ 議場使用日の議場の清掃	業務委託
<b>5 建築物環境衛生管理業務</b>		
5-ア 空気環境測定業務	・ 2 か月に 1 回の空気環境測定業務、年 2 回の照度測定業務	業務委託
5-イ 衛生害虫調査業務	・ 防鼠、防虫網等の機能点検	業務委託
<b>6 植栽維持等屋外管理業務</b>		
6-ア 外構植栽管理業務	・ 庁舎敷地内の植栽ごとの特性に合った維持管理	業務委託
<b>7 総合案内業務</b>		
7-ア 担当窓口等への案内	・ 来庁者の用務に係る問い合わせ、市の施設や担当窓口の所在の問い合わせへの対応等	業務委託
<b>8 駐車場管理業務</b>		
8-ア 精算機の売上金集金	・ 駐車場（地下駐車場、障害者駐車場、駐輪場）精算機の集金	新たな業務
8-イ 売上金の報告・入金	・ 駐車場（地下駐車場、障害者駐車場、駐輪場）売上金の報告・入金	新たな業務
8-ウ 緊急時の料金徴収	・ 精算機故障時等における現金による料金の徴収業務	新たな業務

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
112～113	2 総務費	1 総務管理費	6 財産管理費	2-8	市有財産解体費	千円 201,482

### 1 概 要

次の理由により解体工事を行うもの。

- (1) 公共施設マネジメントに伴う建物の解体
- (2) 施設の老朽化等による建物の解体
- (3) 長崎市と長崎放送株式会社との共同開発による建物の解体

### 2 事業内容

- (1) 解体工事費 145,402千円

ア 公共施設マネジメントに伴う建物の解体		128,340千円
(ア) 旧開陽山荘	[外海地区] ①	〔 71,712千円 39,188千円 17,440千円 〕
(イ) 旧香焼図書館	[香焼地区] ②	
(ウ) 旧おみず荘	[小ヶ倉地区] ③	
イ 施設の老朽化等による建物の解体		17,062千円
(ア) 大明寺生活館	[伊王島地区] ④	〔 4,257千円 3,743千円 3,376千円 3,209千円 2,477千円 〕
(イ) 旧下黒崎町職員住宅	[外海地区] ⑤	
(ウ) 旧医院住宅	[外海地区] ⑥	
(エ) 旧神浦向町教職員住宅2号3号	[外海地区] ⑦	
(オ) 旧神浦向町教職員住宅	[外海地区] ⑧	

- (2) 解体工事負担金 45,009千円

ア 長崎市と長崎放送株式会社との共同開発による建物の解体		
(ア) 長崎市社会福祉会館	⑨	〔 45,009千円 〕

- (3) 事務費 11,071千円

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
201,482	-	-	132,500	-	68,982

※公共施設等適正管理推進事業債 充当率 90% ①、②、③の解体工事費

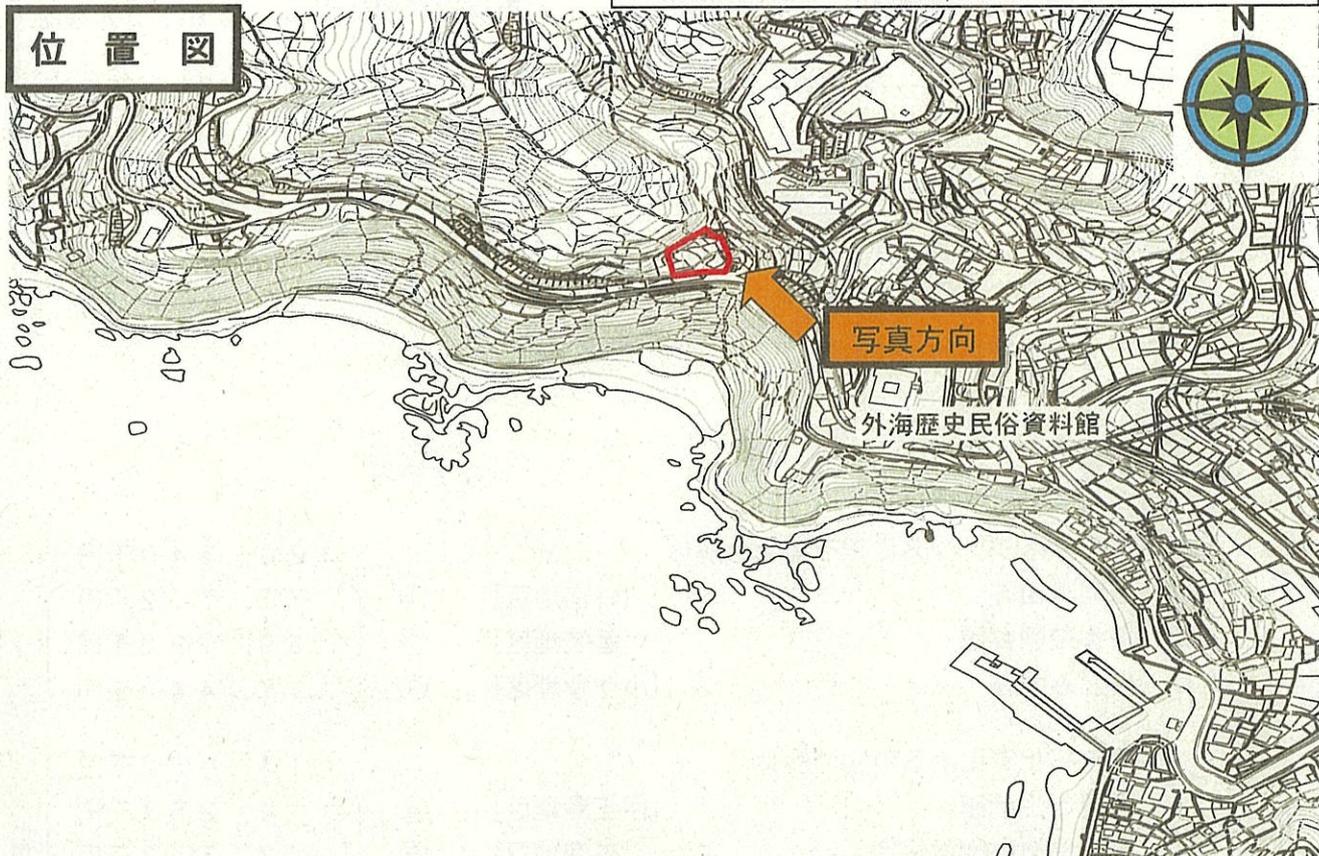
※過疎対策事業債 充当率100% ④、⑤、⑥、⑦、⑧の解体工事費

# ① 旧開陽山荘

## 施設の概要

名称	旧開陽山荘
所在地	長崎市西出津町3127番地1
建物構造等	鉄筋コンクリート造瓦葺3階建
延床面積	716.51㎡
建築年月	昭和55年建築(築41年)

## 位置図



## 現況写真

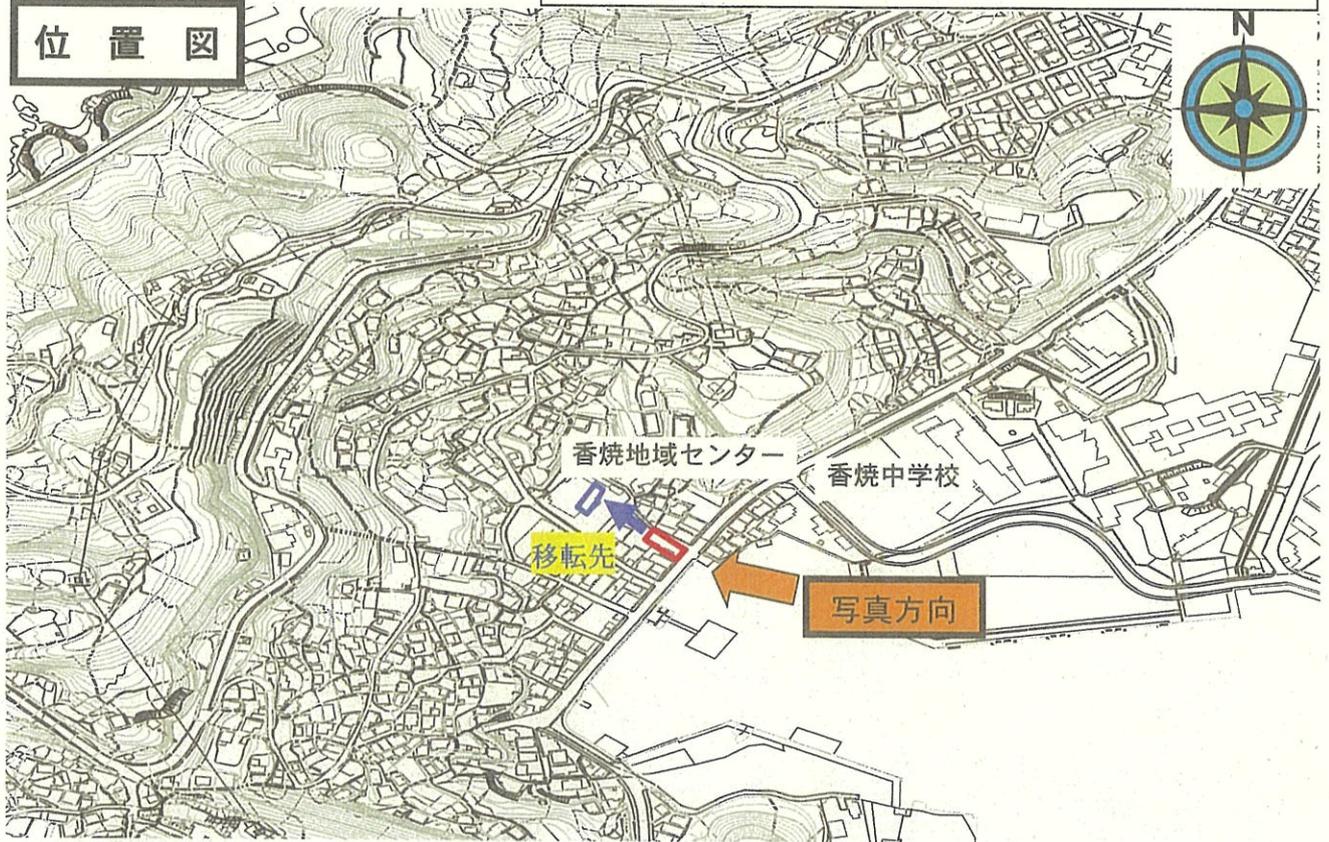


## ② 旧香焼図書館

### 施設の概要

名称	旧香焼職図書館
所在地	長崎市香焼町567番地
建物構造等	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
延床面積	644.42㎡
建築年月	昭和47年建築(築49年)

### 位置図



### 現況写真



## 公共施設マネジメントによる移転

	旧香焼図書館(解体予定)	香焼地域センター内(移転先)
所在地	香焼町567番地	香焼町1070番地32
構造等	鉄筋コンクリート造3階 (旧耐震基準)	鉄骨鉄筋コンクリート造3階 (耐震補強済)
建築年月	昭和47年4月	昭和53年3月
築経過年数(令和4年2月現在)	49年	43年
延床面積(㎡)	644(1~3階)	2,603(1~3階)
うち図書館機能部分(㎡) <sup>※1</sup>	464(1~3階)	419(1階) <sup>※2</sup>

※1 図書館機能:書架・閲覧スペース、貸出カウンターや行事等で利用するための部分

※2 香焼地域センターでの図書館行事は、2階会議室を共用するために図書館機能部分の面積に含めず。

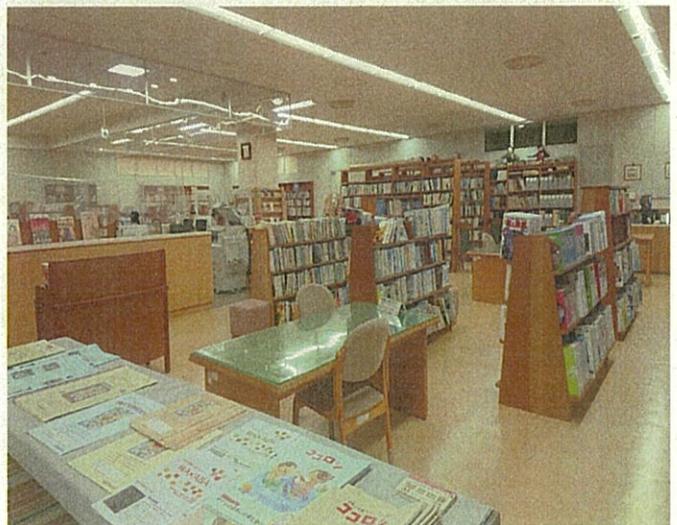
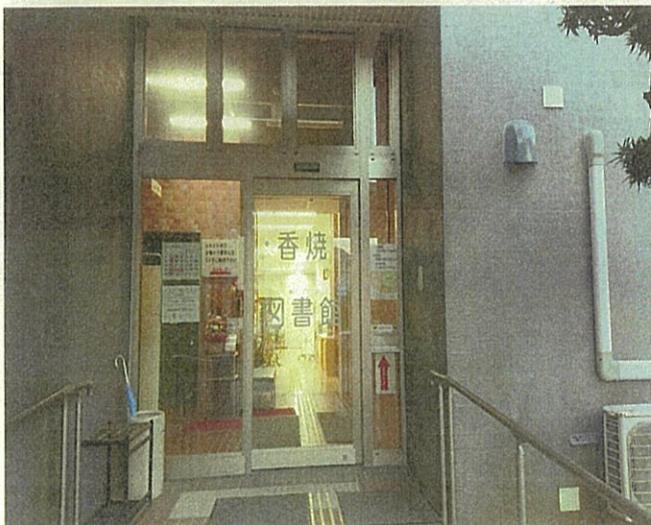


旧香焼図書館 (解体予定)



香焼地域センター内 (移転先)

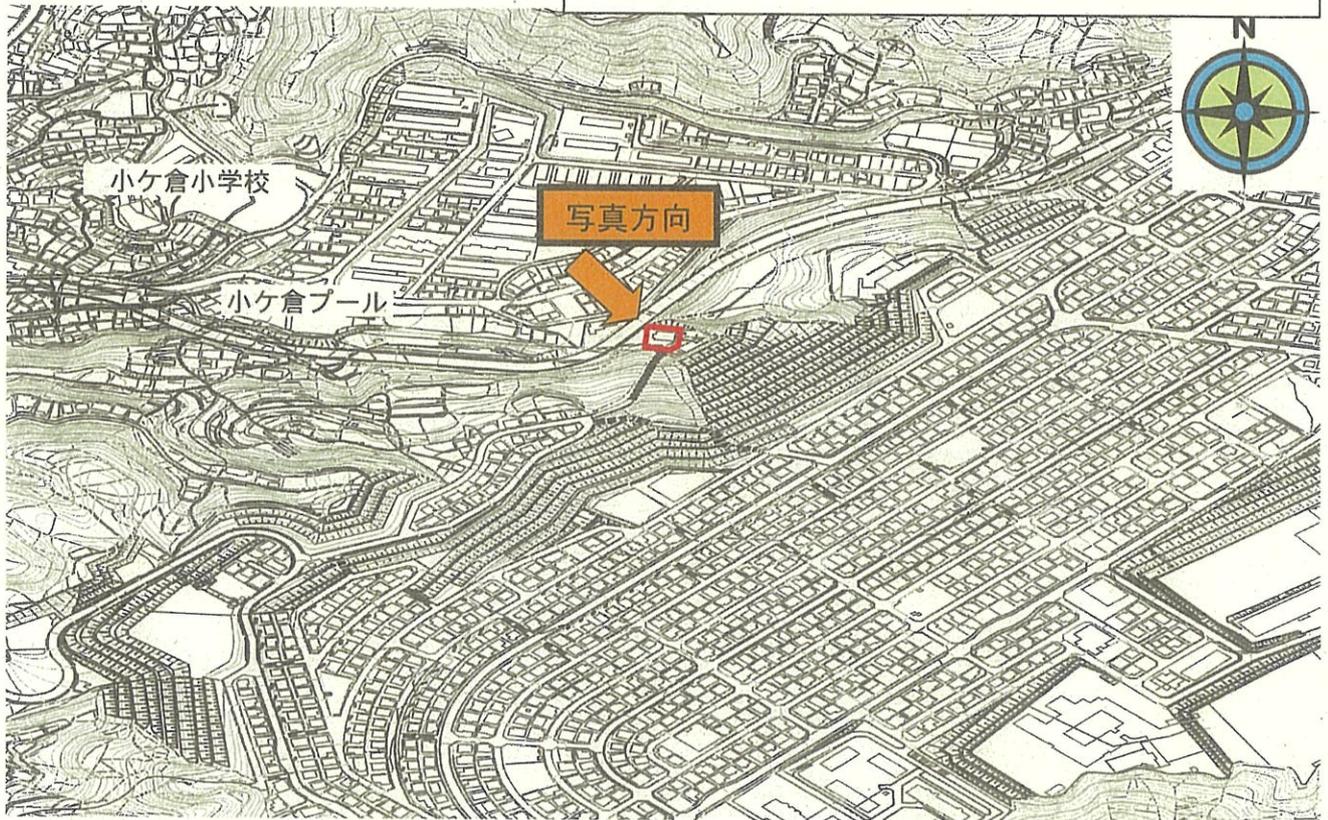
現在の香焼図書館 (香焼地域センター内)



### ③ 旧おみず荘

#### 施設の概要

名称	旧おみず荘
所在地	長崎市小ヶ倉町2丁目700番地1
建物構造等	鉄骨造銅板折板葺2階建
延床面積	213.00㎡
建築年月	昭和54年建築(築42年)



#### 現況写真

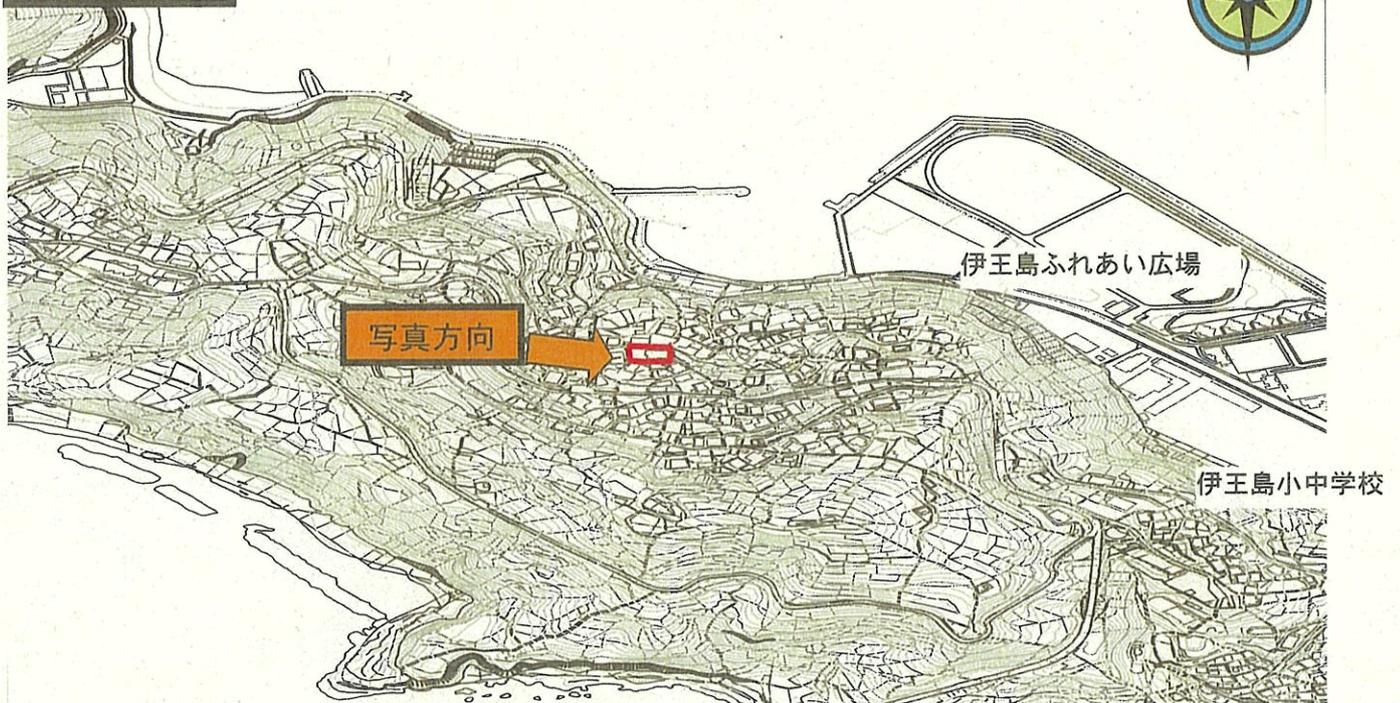


## ④ 大明寺生活館

### 施設の概要

名称	大明寺生活館
所在地	長崎市伊王島町1丁目甲1077番地
建物構造等	コンクリートブロック造カラー鉄板 瓦棒葺平家建
延床面積	133.40㎡
建築年月	昭和58年建築(築39年)

### 位置図



### 現況写真



## ⑤ 旧下黒崎町職員住宅

### 施設の概要

名 称	旧下黒崎町職員住宅
所 在 地	長崎市下黒崎町2611番地
建物構造等	木造瓦葺平家建
延床面積	52.80㎡
建築年月	昭和44年建築（築52年）

### 位置図



### 現況写真



## ⑥ 旧医院住宅

### 施設の概要

名 称	旧医院住宅
所 在 地	長崎市神浦江川町617番地
建物構造等	木造瓦葺2階建
延床面積	99.16㎡
建築年月	建築年不明

### 位置図



### 現況写真

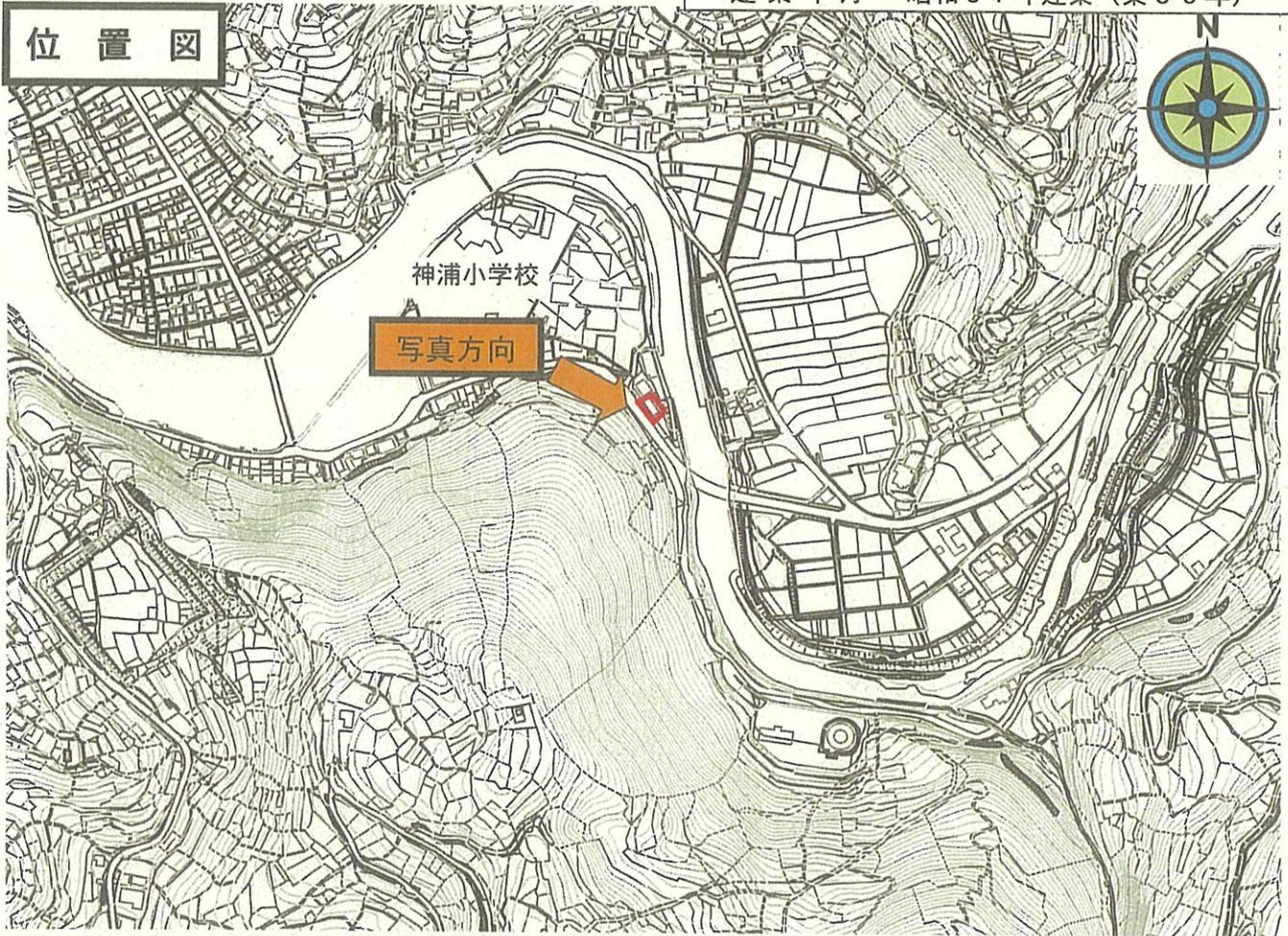


## ⑦ 旧神浦向町教職員住宅2号3号

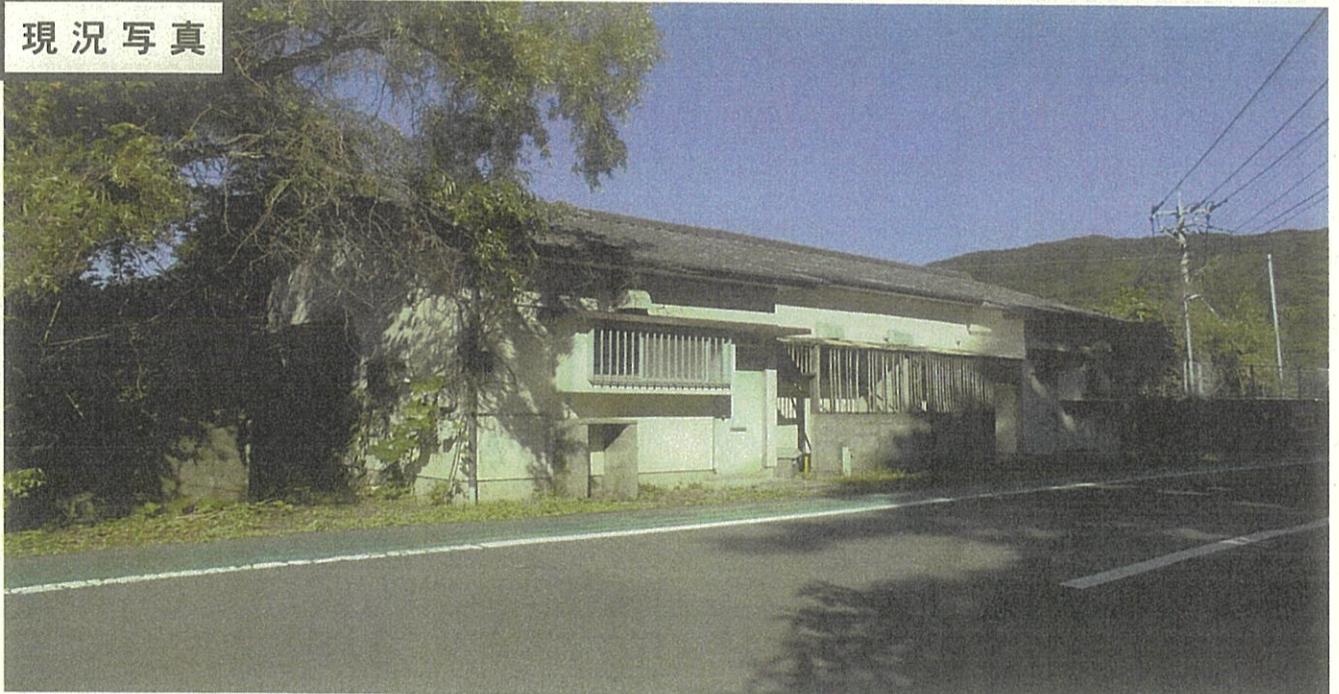
### 施設の概要

名 称	旧神浦向町教職員住宅2号3号
所 在 地	長崎市神浦向町140番地2
建物構造等	木造瓦葺平家建
延床面積	92.54㎡
建築年月	昭和57年建築(築39年)

### 位置図



### 現況写真

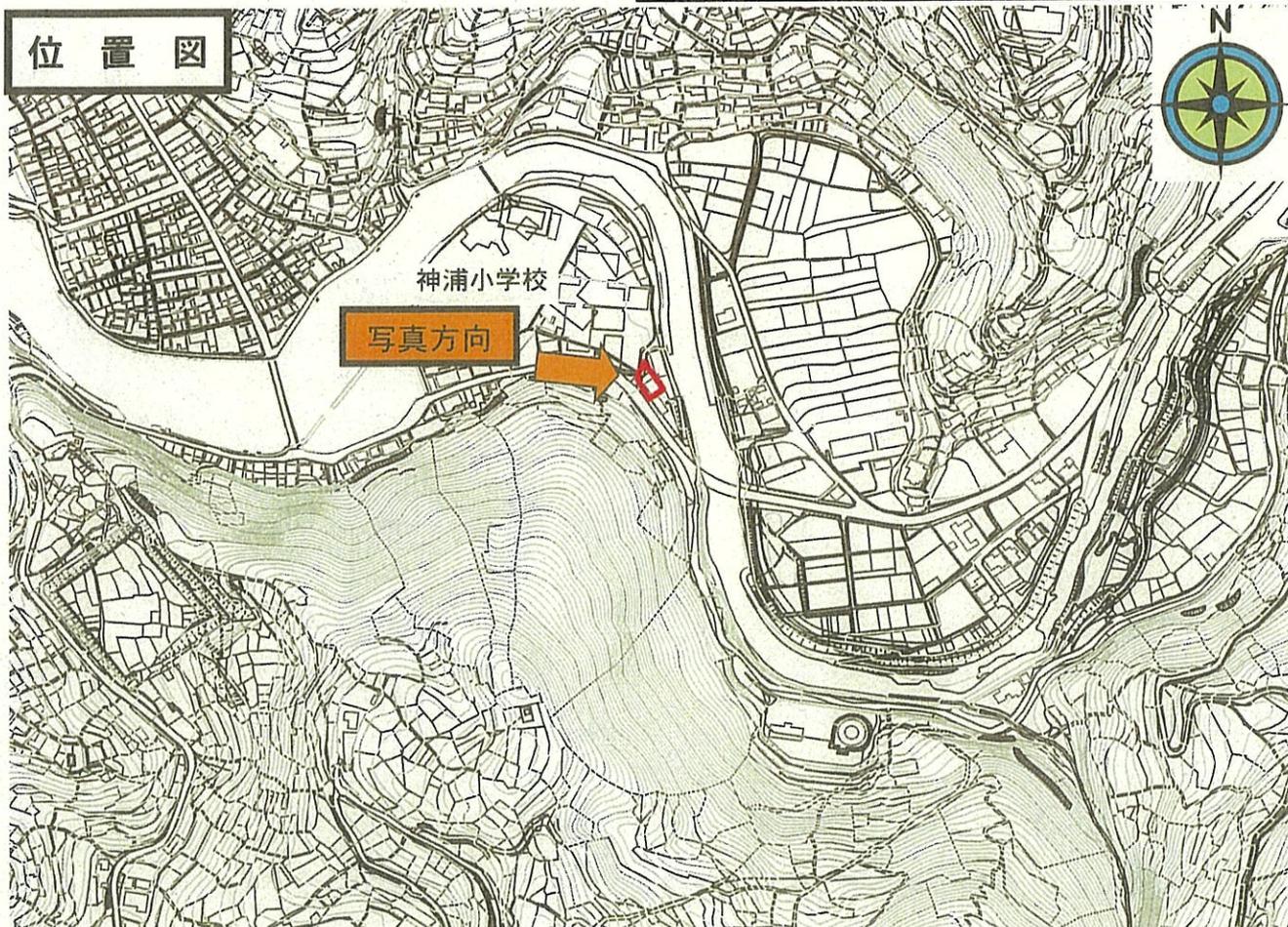


## ⑧ 旧神浦向町教職員住宅

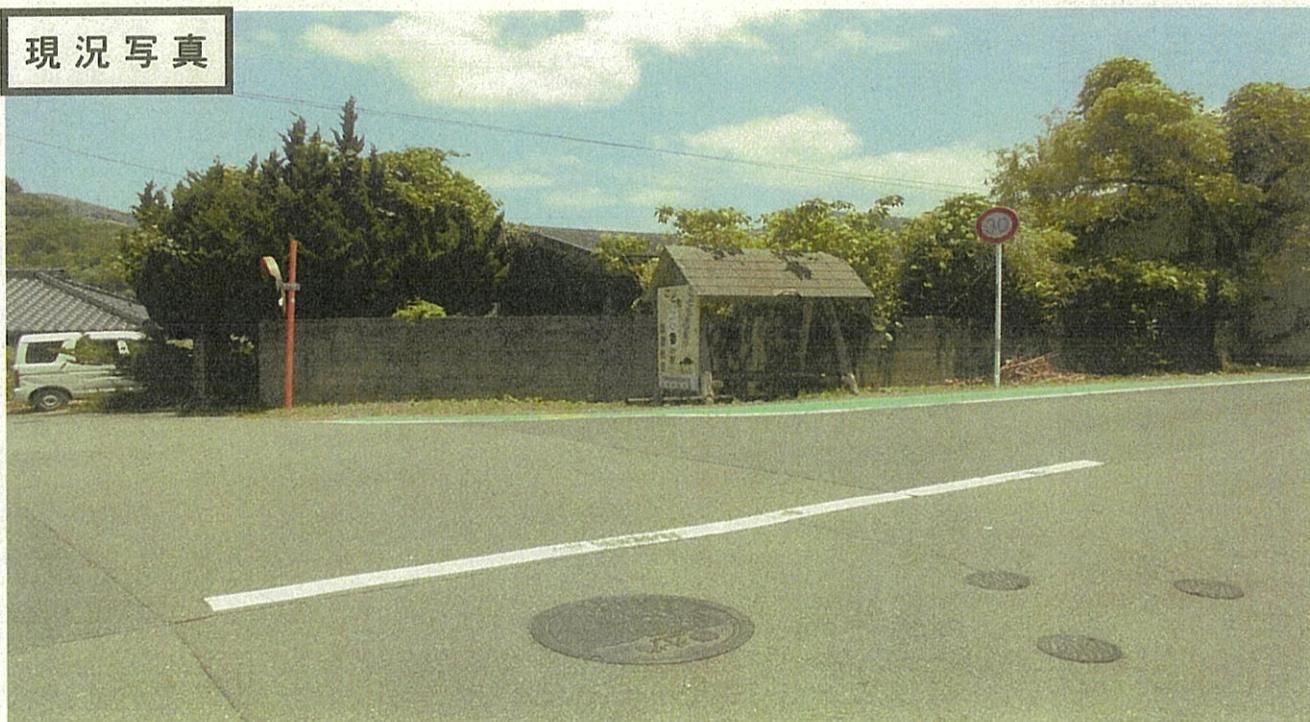
### 施設の概要

名称	旧神浦向町教職員住宅
所在地	長崎市神浦向町138番地3
建物構造等	木造瓦葺平家建
延床面積	66.00㎡
建築年月	昭和40年建築(築56年)

### 位置図



### 現況写真

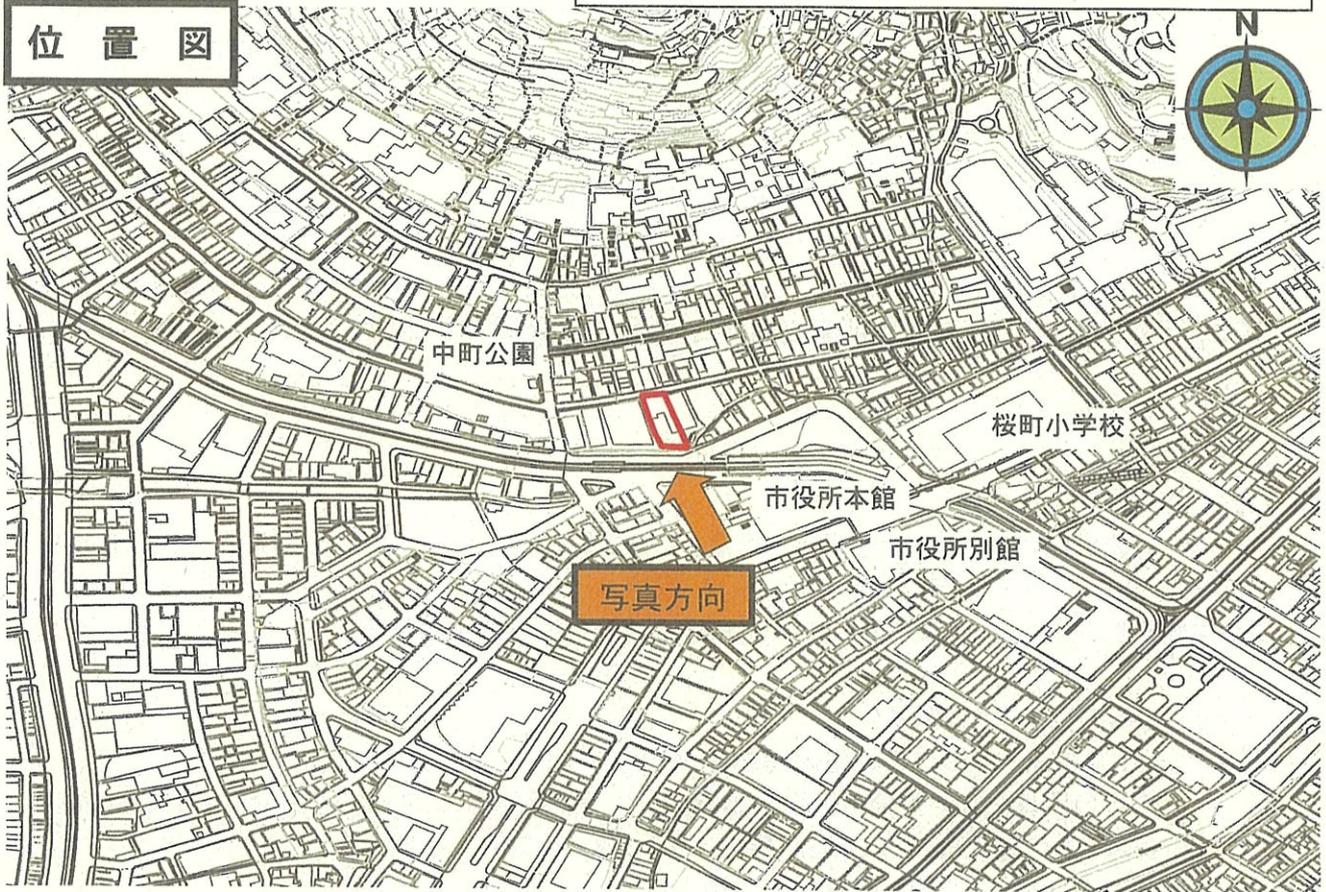


## ⑨ 長崎市社会福祉会館

### 施設の概要

名称	長崎市社会福祉会館
所在地	長崎市上町1番地17
建物構造等	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
延床面積	775.22㎡
建築年月	昭和33年建築(築64年)

### 位置図



### 現況写真



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
134～135	2 総務費	2 徴税費	1 税務総務費	2-1	税務総務費事務費 (うち宿泊税導入分)	千円 1,913
136～137	〃	〃	2 賦課費	1-9	宿泊税賦課費	千円 106,939
合 計						千円 108,852

## 1 概 要

都市の魅力を高め、国内外の人々との来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税である「宿泊税」を導入する。

このため、「宿泊税」導入に係る広告費、システム開発費等の所要経費、及び宿泊事業者に対するシステム整備補助金、特別徴収事務交付金(令和5年度以降)を交付するもの。

## 2 事業内容

### (1) 宿泊税の納税義務者

市内に所在の「旅館業の許可を受けて営業を行う施設(旅館・ホテル、簡易宿所)」、又は「住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅(民泊)」への宿泊者を納税義務者とする。また宿泊事業者を特別徴収義務者として、宿泊者から宿泊税を徴収し、長崎市に納入する。

### (2) 宿泊税導入に係る主な経費

#### ア 宿泊事業者へのシステム整備補助金【78,500千円】(※令和4年度のみ)

先行自治体がない長崎市独自の施策として、宿泊税導入に伴って生じる宿泊事業者のレジシステムの導入・改修に係る経費の1/2(上限50万円)を補助する。

(上限)50万円×(施設数)235カ所×2/3(※)≒7,850万円

※宿泊事業者に対する「レジ(会計)システム等の状況に関するアンケート(R3.10実施)」で回答した施設の約2/3がシステム改修等が「必要」と回答。

#### イ 広報周知【10,621千円】

宿泊税の周知を図るため、PRツール(B2・B3ポスター、A4チラシ、ステッカー、卓上POP)を作成し、県外の訪問者向けに玄関口となる空港やバスターミナル、駅など交通機関のほか、宿泊施設や旅行代理店等に配布し、周知を図る。

#### ウ 宿泊税システム構築業務委託料【8,486千円】※次ページ参照

宿泊税の調定・収納情報を管理するシステムを構築し、長崎市に申告納付される一連の業務の効率化を図る。



4 事業費 108,852 千円 (内訳:収納課 1,913 千円、市民税課 106,939 千円)

【経費内訳】

※は収納課分

節	内容	予算額 (千円)	内容
1 節 報酬	会計年度任用職員賃金	2,394	会計年度任用職員 2名
3 節 職員手当等	会計年度任用職員期末手当	359	導入準備に係る事務補助
4 節 共済費	厚生年金等負担金など	545	①任用期間:R4.4.1~R5.3.31
8 節 旅費	通勤費	165	②任用期間:R4.11.1~R5.3.31
10 節 需用費	消耗品費	317	説明会資料用コピー用紙等
	印刷製本費	2,926	PR ポスター、納付書作成
11 節 役務費	船車券購入費・郵送料	410	特別徴収義務者への資料郵送料等
	広告料	10,621	公共交通機関等での周知
12 節 委託料	宿泊税システム開発委託	8,486	宿泊税システムの開発
	宿泊税システム保守委託	660	宿泊税システムの保守
	税系システム収納データ取込試験委託	※ 193	収納データの取り込み試験
	財務会計システム改修委託	※ 515	コードの追加を行う改修
	滞納整理支援システム改修委託	※ 922	コードの追加を行う改修
13 節 使用料及び賃借料	会場借上料	※ 283	宿泊事業者への説明会会場の借上料
	パソコン等賃借料	425	パソコン等の賃借料等
18 節 負担金、補助金 及び交付金	システム整備補助	78,500	宿泊事業者のレジシステム改修等に係る経費の 1/2 を補助(上限 50 万円)
計		108,852	

5 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他(※)	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
108,852	—	—	—	12	108,840

※雇用保険料個人負担金

【参考1】年度別経費(見込)

(単位:千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
108,852	28,268	20,119	20,126	20,218

【参考2】長崎市宿泊税条例（案）の概要

No	項目	内容
1	名称	長崎市宿泊税条例
2	目的	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、法の規定に基づき、宿泊税を課する。
3	納税義務者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税対象：長崎市内に所在する宿泊施設（民泊含む）への宿泊行為</li> <li>・課税標準：宿泊施設への宿泊数</li> <li>・納税義務者：宿泊施設への宿泊者</li> </ul>
4	徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収方法：特別徴収</li> <li>・申告期限：毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入（一定の要件を満たす場合は3か月ごとに申告納入）</li> </ul>
5	特別徴収義務者	旅館業、住宅宿泊事業を営む者又は宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
		申告項目 (1) 特別徴収義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (2) 宿泊施設の所在地及び名称 (3) 客室数その他設備の概要 (4) 営業開始予定年月日
6	課税免除対象者	修学旅行その他学校行事に参加・引率する者
7	税率（税額）	1人1泊について、宿泊料金が (1) 1万円未満のもの 100円 (2) 1万円以上2万円未満のもの 200円 (3) 2万円以上のもの 500円 ※免税点なし
8	過料、罰則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税管理人に係る不申告に関する過料</li> <li>・帳簿の記載および書類の作成義務違反等に関する罪</li> </ul>
9	公表	毎年度、使途及びその内容を取りまとめ、公表する。
10	制度見直し期間	条例施行後3年ごとに制度の見直しについて検討を加える。
11	施行予定日	規則で定める。 （令和5年中を目指すが、新型コロナウイルス感染症の収束状況や導入に係る準備期間等も考慮した上で、総務大臣同意後に決定する。）
12	(参考) 税収見込額	4.4億円/年

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号	(うち地方税統一QRコード対応)	
134~135	2 総務費	2 徴税費	1 事務費	2-1	税務総務費事務費	千円 19,467
136~137	〃	〃	2 賦課費	1-3	固定資産評価費	千円 4,467
〃	〃	〃	〃	1-4	固定資産税賦課費	千円 792
〃	〃	〃	〃	1-8	諸税賦課費	千円 4,533
合計						29,259千円

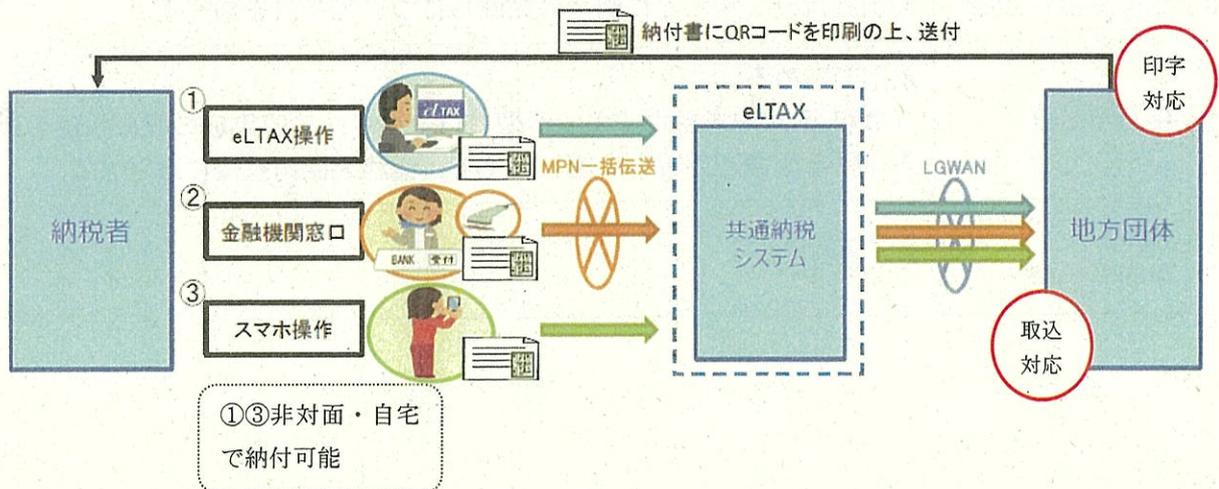
### 1 概要

令和3年度税制改正に伴い、地方税共通納税システムの対象税目の拡大〔固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)〕に伴う地方税統一QRコードを印字し、パソコンやスマートフォンでの非対面・自宅での納付ができるようシステム改修等を行い、利便性の向上を図る。

令和5年度課税分から(イメージ)



地方税統一QRコード活用の流れ



## 2 事業内容

令和5年度課税分から納付書に地方税統一QRコードを印字し、収納するためのシステム改修

事業	内容	予算額(千円)	所管課
収納消込システム等改修	システム改修等委託料	19,364	収納課
	納付書印字テスト委託料	103	
固定資産税システム改修	システム改修等委託料	4,158	資産税課
	コンビニ収納テスト委託料	309	
	納付書印字テスト委託料	792	
軽自動車税システム改修	システム改修等委託料	3,828	市民税課
	納付書印字テスト委託料	396	
	コンビニ収納テスト委託料	309	

## 3 事業スケジュール

事業	令和3年度(2021)			令和4年度(2022)												令和5年度(2023)					
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
地方税統一QRコード対応																					

## 4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金(※)	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 29,259	千円 29,259	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

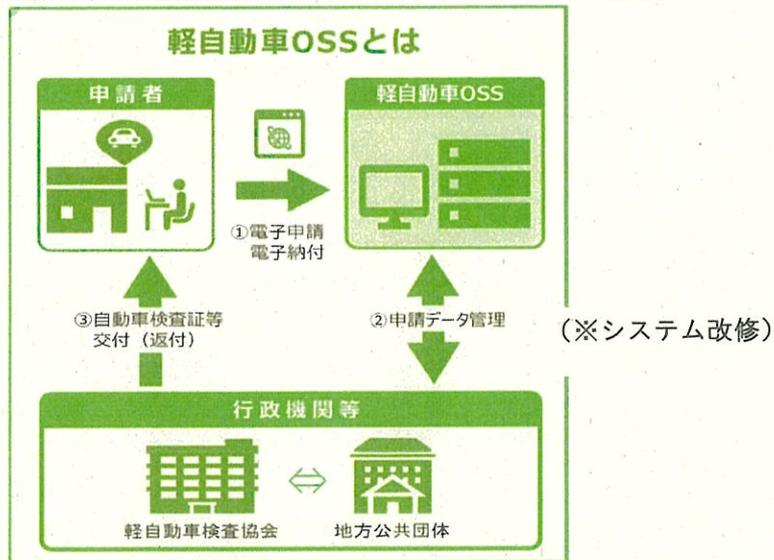
※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
136～137	2 総務費	2 徴税費	2 賦課費	1-8	諸税賦課費 (うち軽自動車OSS対応)	千円 1, 177

### 1 概 要

令和3年度税制改正に伴い、軽自動車税関係手続のオンライン化(軽自動車ワンストップサービス(OSS))へのためのシステム改修を行うもの。

＜軽自動車OSSとは・・・＞  
 軽自動車を保有するための多くの手続(検査申請、地方税申告等)と税・手数料の納付(検査手数料、技術情報管理手数料、自動車重量税、軽自動車税(環境性能割)等)の手続と税・手数料の納付を、インターネット上で一括して行うことを可能とする軽自動車保有関係手続のワンストップサービス



### 2 事業内容

(1) 軽自動車OSS対応のためのシステム改修委託料 1, 177千円

令和5年1月から新車新規時の手続がオンライン化されることに伴い、申請者(購入者)が検査申請、軽自動車税の手続きをワンストップによる電子申請が可能になるため、システム改修を行う。

### 3 事業スケジュール

事業	令和3年度(2021)			令和4年度(2022)												令和5年度(2023)																				
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9														
軽自動車OSS対応				◆ 端末等 準備	<div style="text-align: center;"> <p>システム改修(軽自動車OSS対応) → ★運用開始</p> <p>← 連動試験 →</p> </div>																															

### 4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金(※)	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
1, 177	1, 177	-	-	-	-

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
136~137	2 総務費	2 徴税費	2 賦課費	2-1	賦課費事務費 (うち公開型GIS構築事業)	99千円

## 1 概要

公開型GIS※の活用による地番図の公開

### 【現状】

市民等から土地の所在に関する問い合わせ

- ・市民等は必要な情報を収集するために、来庁のうえ窓口で確認することから時間と費用が必要
- ・問い合わせに対応する職員の負担増
- ・市民等からの地番図公開の声

### 【対策】

公開型GISを活用して、インターネット上に地番図を公開し情報提供を行う

### 【効果】

- ・市民サービスの向上
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた接触機会の減少
- ・職員の負担軽減

※ 公開型GISとは、Geographic Information System(地理情報システム)の略称。今まで紙で扱っていた地図をデジタル化し、システム上で各種地図を重ねて表現できるほか、検索や計測などを行うことができる。このシステムをインターネットで簡単に利用できるようにしたもの。

### 地番図イメージ

地番が記載された字図を現況に近い形で編集し、つなぎ合わせた地図で隣接する土地の把握が容易となる。(筆界・権利関係を証明するものではない。)

字図A

1番	2番
3番	4番
5番	6番

字図B

7番	8番
9番	
10番	11番

字図C

12番	13番
14番	
15番	16番



地番図 (字図A+字図B+字図C)

1番	2番	7番	8番	12番	13番
3番	4番	9番		14番	
5番	6番	10番	11番	15番	16番

## 2 事業内容

事業	内容	予算額
公開型 GIS 構築事業	公開型 GIS システム保守料	99千円

システム保守料(令和5年1月~3月) 150千円/月 × 3カ月 × 1.1 ÷ 5課 = 99千円

資産税課、都市計画課、建築指導課、土木総務課、事業管理課の5課で按分

※公開型 GIS システム構築費 6,354千円 (都市計画課、建築指導課、土木総務課で予算計上)

### 【公開する内容】

地番図情報、都市計画情報、道路台帳情報、建築基準法上の道路情報、上下水道管路情報

### 【公開時期】

令和5年1月

## 3 事業スケジュール

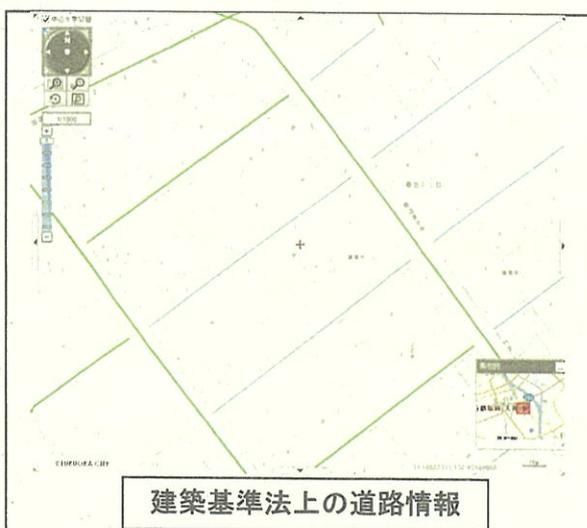
年月	令和4年										令和5年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
業者選定(プロポーザル)	→												
システム構築				→									
運用開始											→		

## 4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
99千円	-千円	-千円	-千円	-千円	99千円

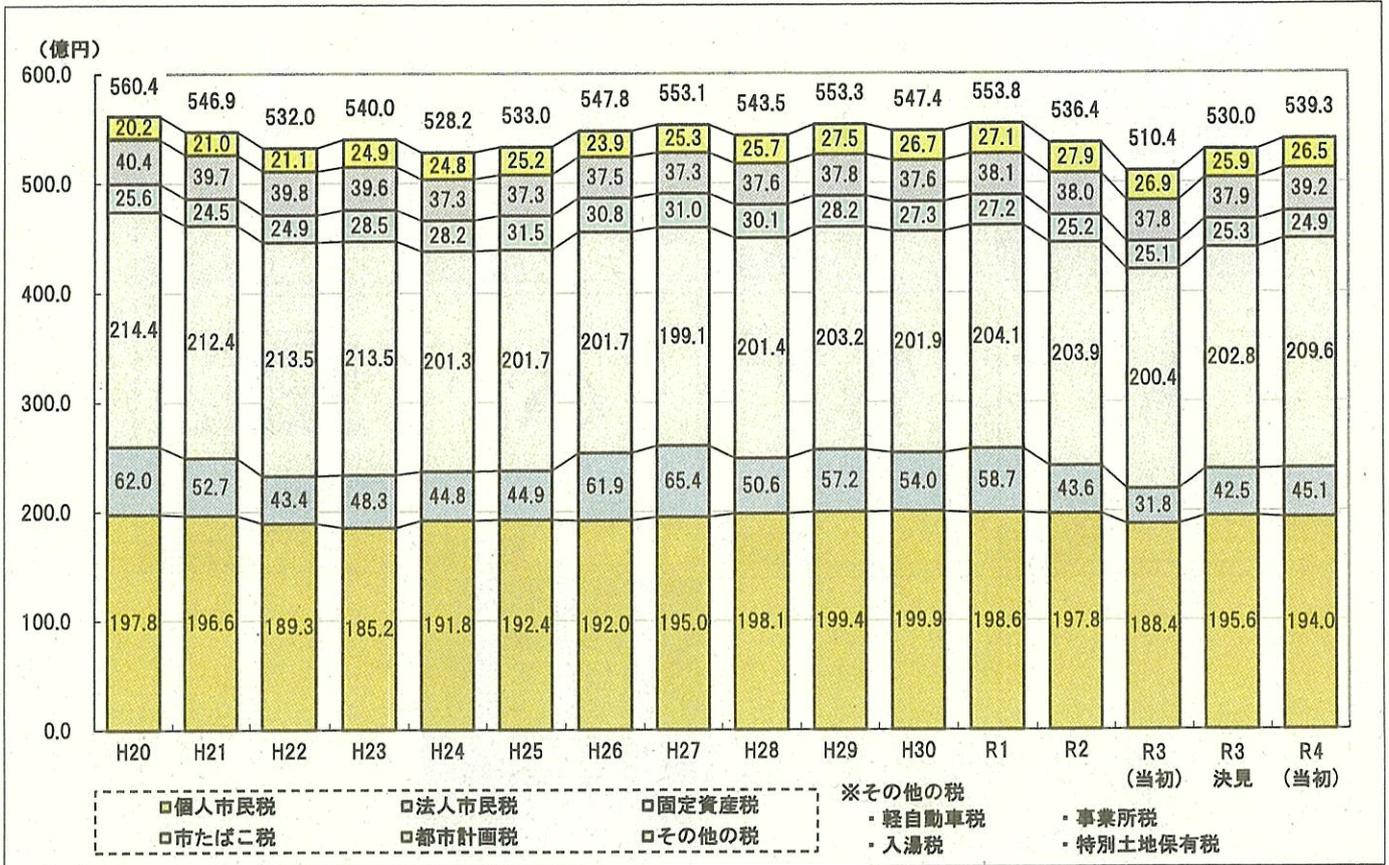
公開型GISイメージ(福岡市の例)

<p><b>掲載マップ一覧</b></p> <p>ご覧になりたい情報マップの地図検索をクリックすると、検索トップページに遷移します。</p> <p>地図検索</p>	 <p><b>都市計画情報及び指定道路</b> 福岡市内の都市計画や、建築基準法道路に関する情報を検索できます。</p> <p>地図検索</p>	 <p><b>総合ハザードマップ</b> 各種ハザードマップや避難所の位置を確認できます。</p> <p>地図検索</p>	 <p><b>行政情報マップ</b> 福岡市内の施設情報・行政情報を検索できます。</p> <p>地図検索</p>
 <p><b>医療・健康マップ</b> 福岡市内の医療・健康に関する情報を検索できます。</p> <p>地図検索</p>	 <p><b>地域情報マップ</b> 福岡市内の地域情報を検索できます。</p> <p>地図検索</p>	 <p><b>バリアフリーマップ</b> 福岡市内のバリアフリーに関する情報を検索できます。</p> <p>地図検索</p>	 <p><b>公有財産活用・提案</b> 貸付・売却やPPP等を検討する市有地・公共施設を検索できます。</p> <p>地図検索</p>
 <p><b>字図(地番現況図)情報</b> 福岡市内の地番の配置を検索できます。</p> <p>地図検索</p>	 <p><b>オープンデータ</b> 位置情報のある福岡市のオープンデータを検索できます</p>	<p><b>スマートフォンサイトはこちら</b></p>  <p>QRコードをお読みください。 (一部未対応の機種があります)</p>	

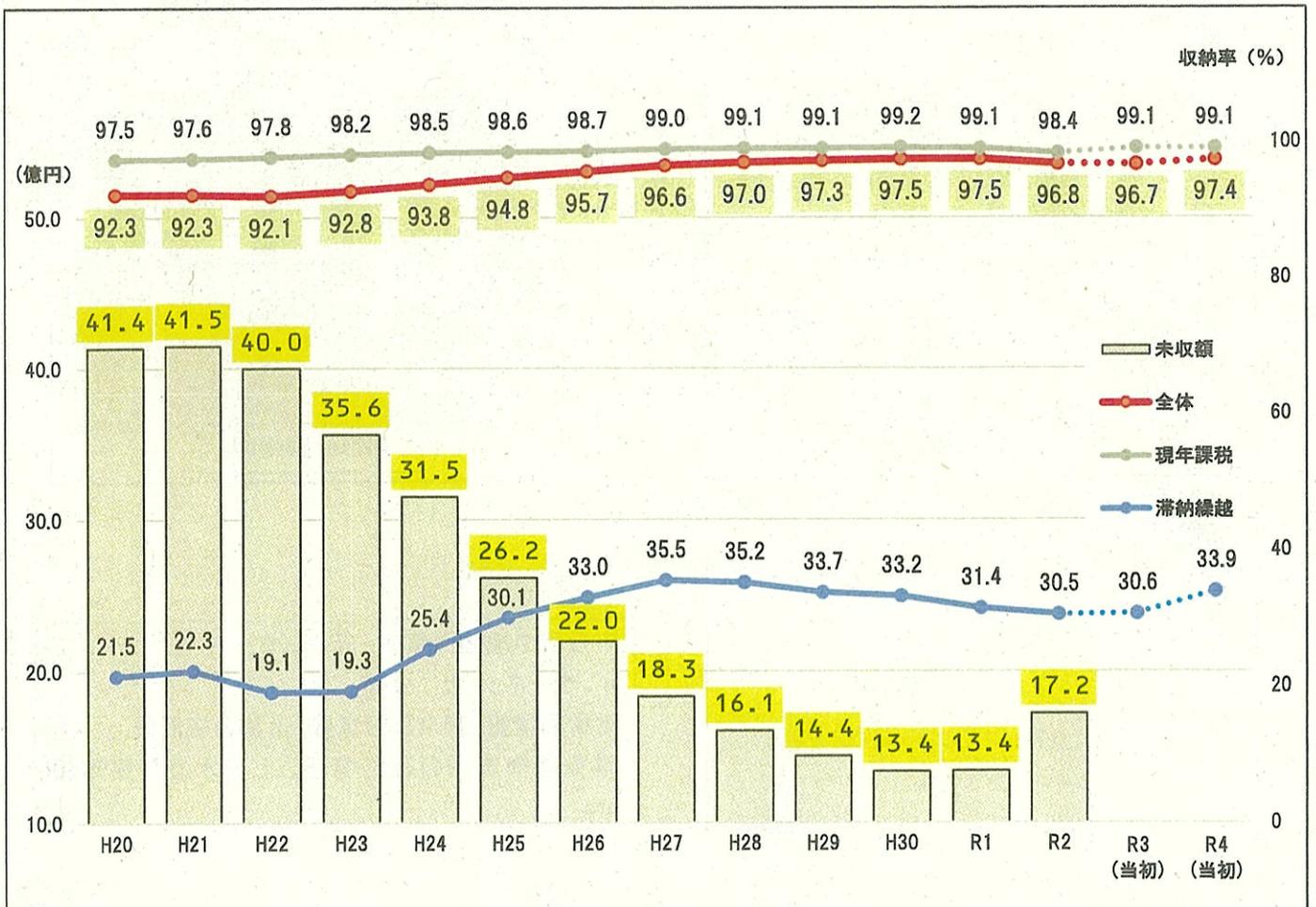


市役所の地図情報を一元化して、インターネット上に公開  
地番図情報、都市計画情報、道路台帳情報、建築基準法上の道路情報、上下水道管路情報 etc

# 1 市税収入額の推移

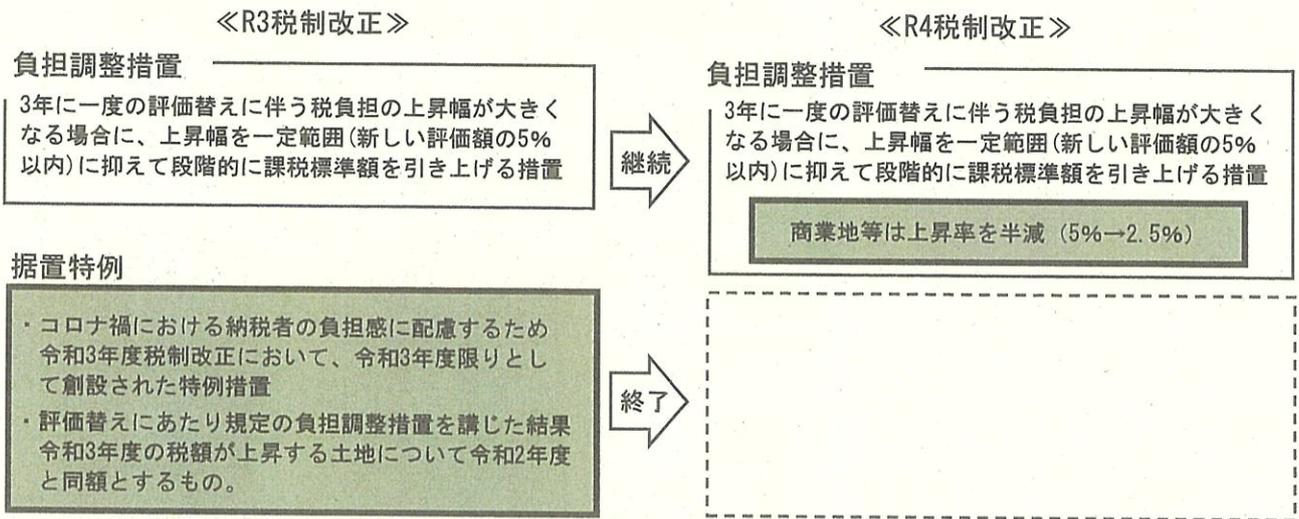


# 2 市税の徴収率及び収入未済額の推移

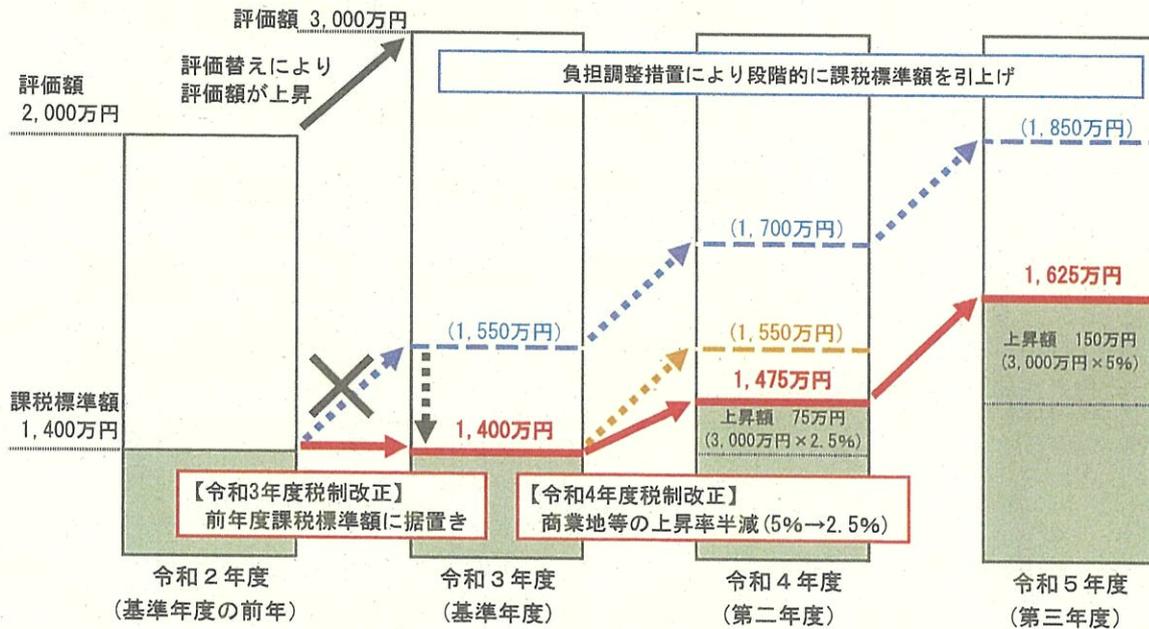


### 3 税制改正の影響（固定資産税等（土地）の負担調整措置）について

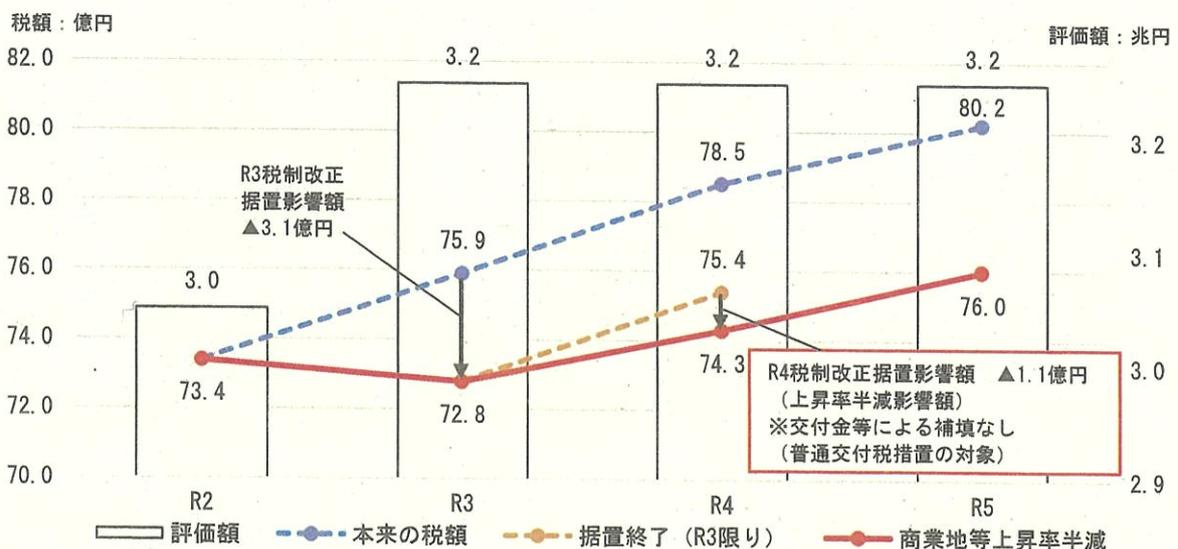
#### (1) 負担調整措置の概要



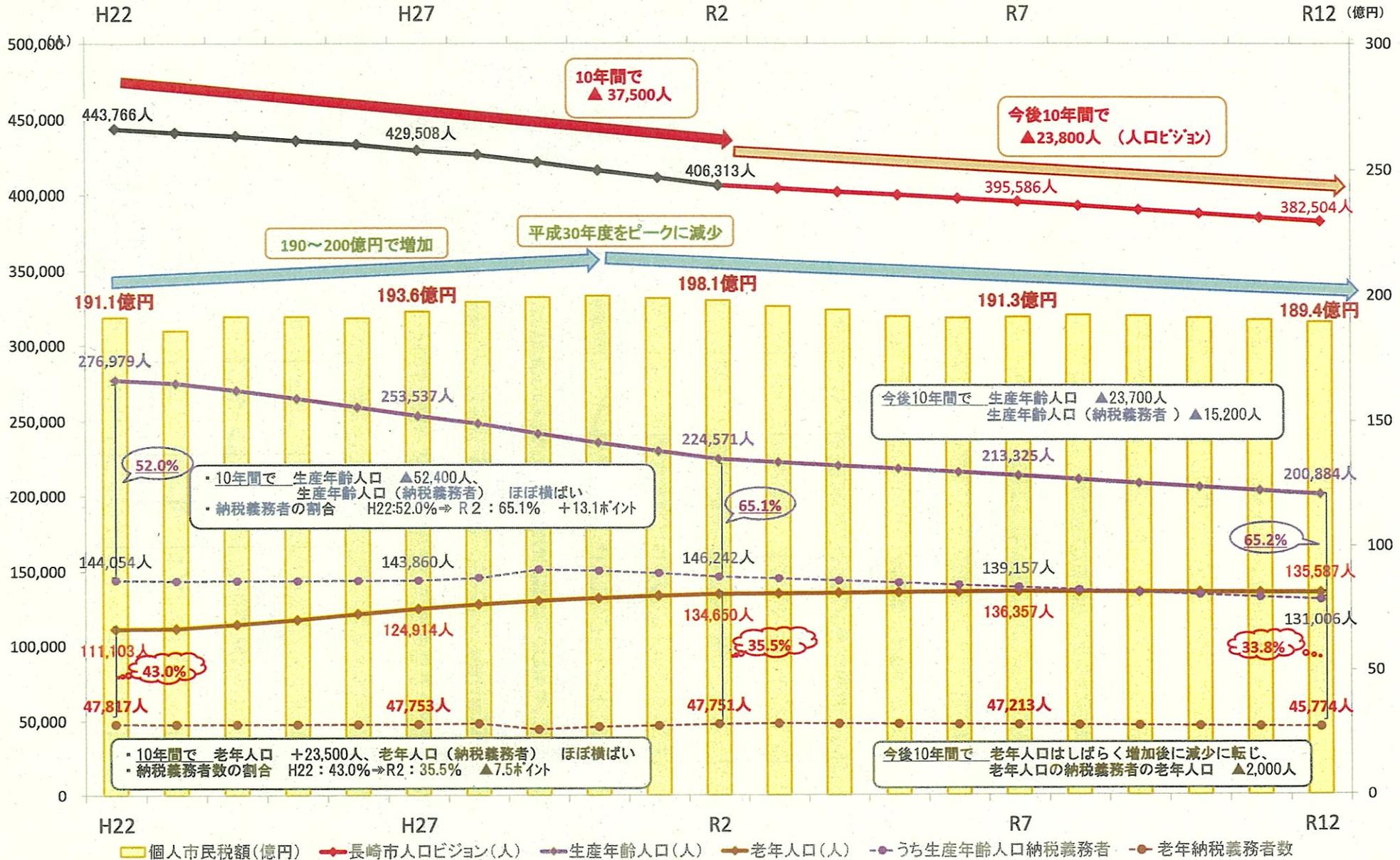
#### (2) 負担調整措置及び据置特例と上昇率半減のイメージ（商業地等）



#### (3) 長崎市における影響額見込み（固定資産税+都市計画税） ※現年度調定ベース



### 4 個人市民税と人口の推移



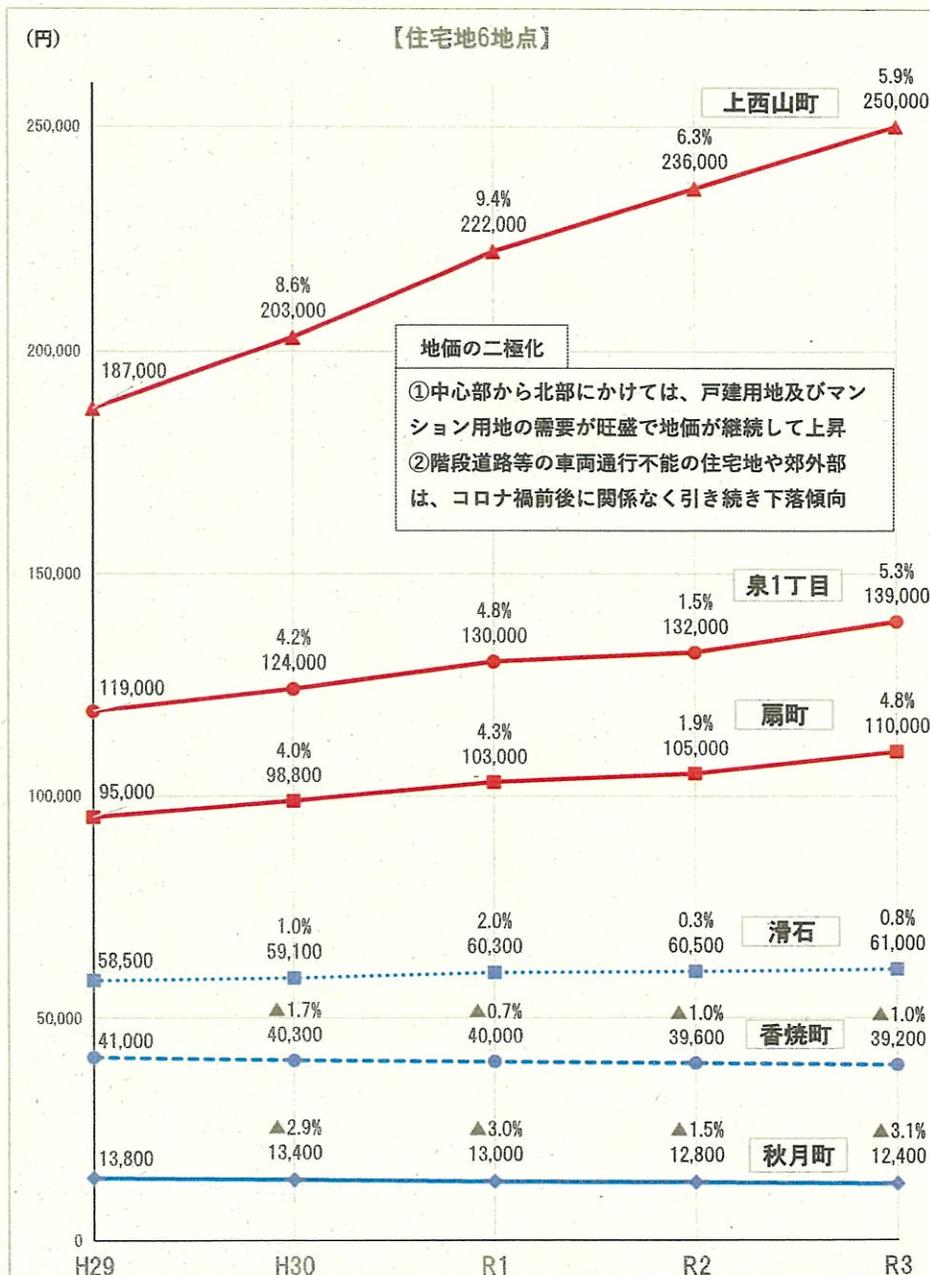
※H22~R2人口は実数値、R3以降は推計値

### 5 法人市民税(法人税割額)の主な業種別の推移

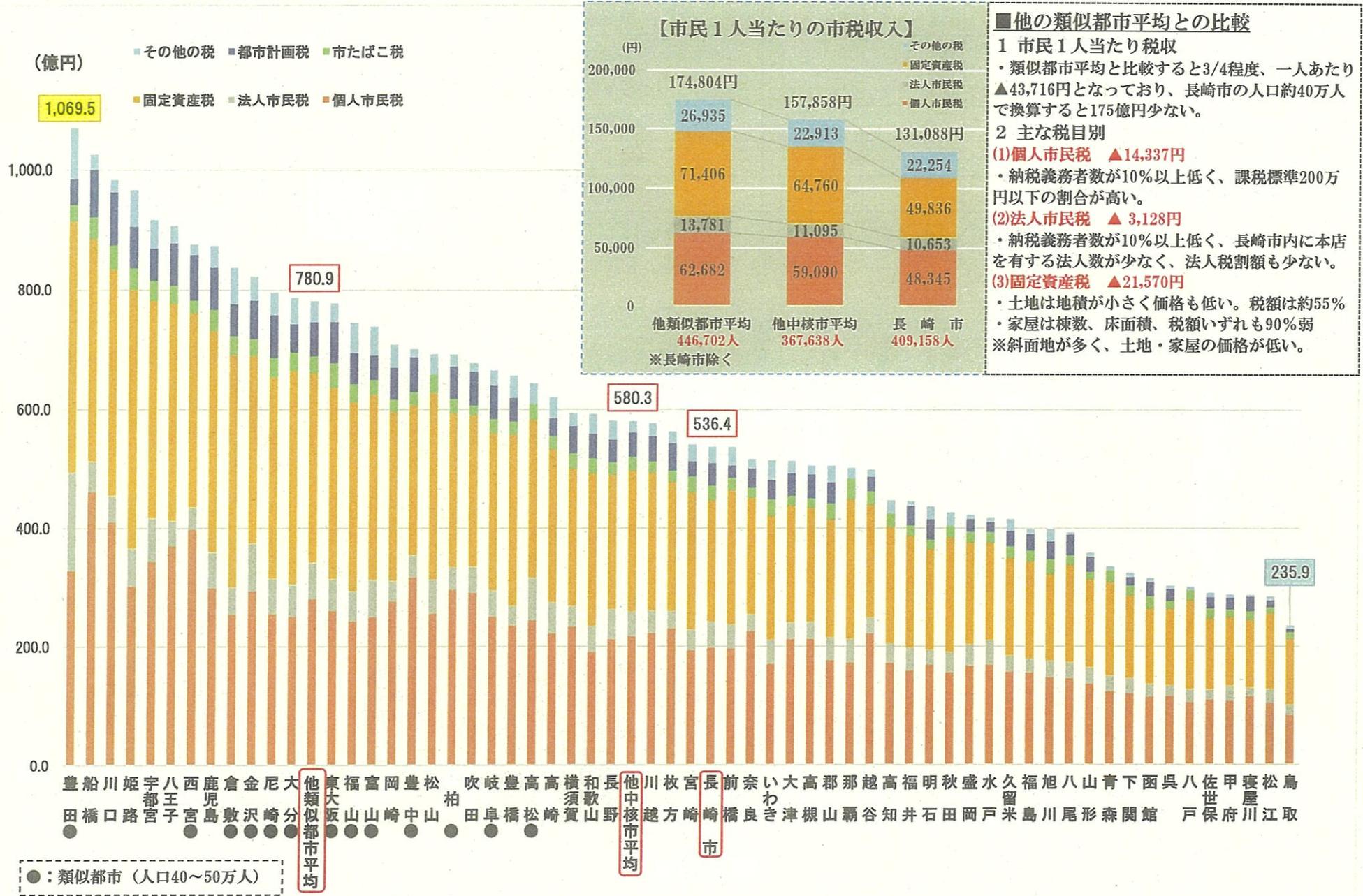
- H20リーマンショック後▲24%、▲16%、特に製造業・金融保険業にマイナス影響
- H23東日本大震災後▲7%、特に製造業にマイナス影響
- R2新型コロナ等の企業収益等による増減【R1⇒R2】▲16%【R2⇒R3(見込)】+11%
- 税制改正(税率14.7%→12.1%：H26.10開始事業年度分) ▲9.3億円  
(税率12.1%→8.4%：R元.10開始事業年度分) ▲12.0億円  
⇒法人住民税の交付税原資化



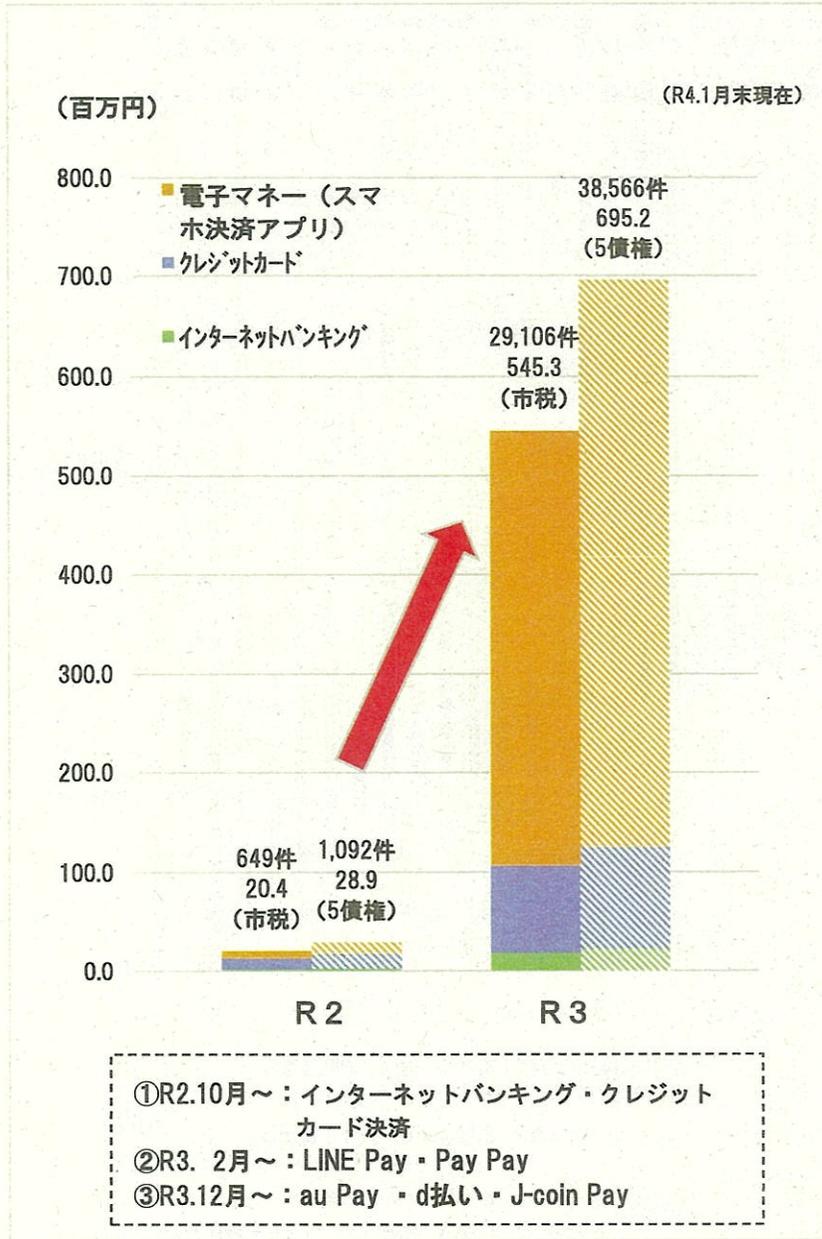
## 6 令和3年地価調査の概要（各年7月1日の価格）



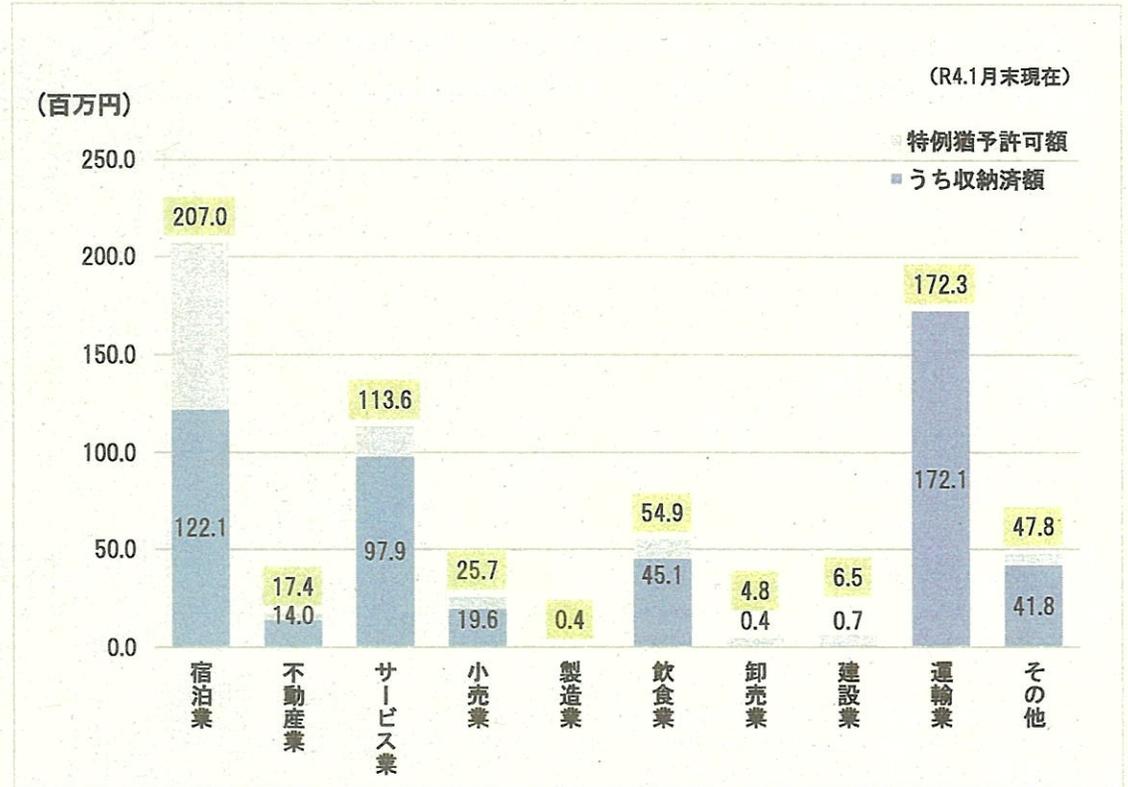
# 7 中核市の市税収入額比較 (R2 決算)



## 8 キャッシュレス決済の状況



## 9 徴収猶予の実績



徴収猶予の特例実績 (税目別)

(百万円)

税目	許可額	収入済額	未収額
個人市県民税	39.4	21.5	17.9
法人市民税	32.2	11.2	21.0
固定資産税	432.5	371.7	60.8
償却資産税	76.2	67.6	8.6
軽自動車税 (種別割)	0.0	0.0	0.0
事業所税	70.1	41.7	28.4
総計	650.4	513.7	136.7

※徴収猶予の特例制度

①期間：R2.2月～R3.2月1日 (1年間)

②要件：収入が前年同期比20%以上減少

③担保、延滞金：いずれも不要 (免除)

④実績：許可額のうち、未収金は約20%